

第三十四回国会 社会労働委員会 議 録 第二十三号

昭和三十五年三月三十日（水曜日）

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君
理事大坪 保雄君 理事田中 正巳君
理事八田 貞義君 理事八木 一男君
理事堤 ツルヨ君

池田 清志君 大橋 武夫君
龜山 孝一君 川崎 秀二君
齋藤 邦吉君 中山 マサ君
古川 丈吉君 山下 春江君
亘 四郎君 伊藤よし子君
大原 亨君 小林 進君
五島 虎雄君 中村 英男君
西村 力弥君 本島百合子君

出席府務大臣
厚生 大臣 渡邊 良夫君
出席府務委員
法務事務官 鈴木 才藏君
（人権擁護局長）
厚生 技官 尾村 偉久君
（公衆衛生局長）
厚生事務官 高田 正巳君
（社会局長）

委員外の出席者
総理事務官 井下田孝一君
（宮内庁長官官房参事官）
総理事務官 橋本 健寿君
（宮内庁長官官房総務課長）
厚生 技官 高部 益男君
（公衆衛生局防 疫課長）
専門 員 川井 章知君

三月三十日

委員山口シヅエ君辞任につき、その

第一類第七号

社会労働委員会議録第二十三号 昭和三十五年三月三十日

補欠として西村力弥君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員西村力弥君辞任につき、その補欠として山口シヅエ君が議長の指名で委員に選任された。

三月三十日

優生保護法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第一号）は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

精神薄弱者福祉法案（内閣提出第五三号）
厚生関係の基本施策に関する件

○永山委員長 これより会議を開きます。
内閣提出の精神薄弱者福祉法案を議題とし、審査に入ります。

質疑の通告がありますのでこれを許します。山下春江君。
○山下（参）委員 精神薄弱者の問題は長い間政治の光の外にほうり出されていまして、この精神薄弱者を持つ親たちは、世論も必ずしもこの精神薄弱者に対する同情と理解がない社会情勢でありましたために、精神薄弱者を生み出した母親などは暮れひそかにふとんをかぶってその不幸を泣いて暮らした長い歴史がございます。しかもこの精神薄弱者の中でも、児童の問題はきょうまで児童福祉法である程度措置されてきましたが、十八才になって児童福祉法からはみ出した

精神薄弱者というものは実に気の毒な一たとえば施設におりました者が有無を言わず家庭に引き取られたいろいろな結果、狂暴性を持っていたりいろいろなことで非常な家庭の悲劇を起したたり、あるいは社会的に非常な凶悪な犯罪を犯したり、あるいは女の子供たちは、その多くが売春婦に転落したりして、いろいろな社会の悲劇を起して

おりました。今回この精神薄弱者の問題に對して政府が福祉法を制定されるに至りましたことは、全くこの全国三百万の精神薄弱者といわれ、特にその三百万の精神薄弱者の血縁の人、一千数百万の人々に対しては画期的な善政、光明でありまして、私はまずそういう意味におきまして、今回の精神薄弱者福祉法を制定しようとする政府の熱意に深き敬意と感謝を捧げるものであります。

さうしながら、今回提出されました法律は、いわゆる精神薄弱者の芽を出したものであるために、幾多の満たされなもののがございまして、今後政府がどのようににそういう問題を処理していられるか、あるいはこの福祉法そのものの中에서도どういふふうな扱っていかうとされるかの点について若干の質問をいたしたいと思ひます。

申し上げるまでもなく、精神薄弱者の人々も、その大多数は、適切な保護のもとに、医療と教育と職業指導の機会とを十分自立できるものであることがきょうまでの経緯から立証されておるのであります。そこで、私はまず、

今回のこの福祉法をお作りになるについて、これは役所の機構その他の問題で非常に困難なこととは思ひますが、一貫した政策、要するに粘り強く、しんぼう強く、長きにわたって対策を講じていかなければその効果が現われな

問題とおぼしめ、児童福祉法の方はすでに十数年の歴史を持って参りました。施設の敷にいたしましては百数十もすでにできておりました、相当な積み上げによる成果がある程度上げられておるわけでございます。ところが今回の法律が主としてなされておられる成人の場合におきましては、実は今まで大した仕事をやってきておりません。従つてそういうふうな今日の児童福祉法が果たして参りましたこの仕事の積み上げによる一つの成果というものが現実にあるものでございまして、これを児童福祉法からひっぱがして一本の法律に取りまとめたというふうなことをいたしました場合に、従来の児童福祉法の仕事のやり方におけるいろいろな実績というものが程度乱れてくるおそれがあるので、これは具体的に実例をあげてお話しいたしますと御了解いただけるのでございまして、たとえば相談所とか福祉司というふうなものにいたしまして、児童福祉司なり児童相談所は、すでに今日精神薄弱児を扱ひまして相当やってきておるわけでありまして、新しくこちらの法律で相談所とか福祉司とかそういう専門機関を設

置いたしますが、これは新しく設置をいたすわけでございますので、まだまだ今後の充実強化を待たないと、児童福祉法の方からいきなりこちらに移してみても、かえってその間において少したるみが出てくるという心配も、現実問題としてあるわけであります。さような点に配慮をいたしまして、今回はこの法律案のようなことで出発をいたしまして、そうしてたいま御指摘の問題を将来の問題にしていこう、こういう考え方に到達をしたわけでございます。ただししかしさような配慮をいたしたので、従ってこの法律案では十八才という年齢を明記してございませぬ部分は、すべて児童にもかぶる法律案になっております。たとえば精神薄弱者というものは、これは児童も含んで考えております。それから審議会でもございませぬかあるいは相談所でございませぬか、福祉司の仕事でございませぬか、こういうふうなものはいずれもこの法律案の中でごらんいただきますと、児童の部分にも手を伸ばす建前になっております。従ってこの限りにおきましては、いわゆるサービスというようにおきましては、児童福祉法とオーバラップする面が出ておるわけであります。しかしこれはサービスでございませぬで、オーバラップいたしまして近しい方へいけばいいということになるのでございますから、何ら差しつかえがない。かようにいたすことによりまして、今御指摘のような将来の方向を若干差し示しておる、こういうふうな法律の構成をとったわけでございませぬ。それからなお三条に關係職員協力義務という規定がございまして、これは今

までの法律から見ますと非常におかしな条文でございませぬが、この辺にたいま御指摘のような法律が二つに分かれておることによりまして福祉の措置に穴があくようなことのないようにということをやりたいと思ひまして、その苦心の結果、こういうふうな条文を置いて、お互いに關係者が十分戒め合つて福祉の措置を充実していこう、こういう趣旨を表わした規定が入つておるのも、実はその次第でございませぬ。將來の方向といたしましては、先生今御指摘のような方向に向かつてやつて参りたい、かように考えております。

○山下(春)委員 社会局長のこの法案の將來進むであろう方向を非常に苦心されて御配慮いたしておる点で、私もそういう方向に進まれるならば、非常に安心してこの法律の発足を見守ることができるよう気がいたしますから、これはぜひそのようにいたしたいと思ひますが、今お話がありました社会福祉司という制度が今度新設されるわけでございませぬが、聞くところによると、この身分あるいは経費等がどうなるのかということ若干心配いたしておりましたところ、地方行政の方でこれは交付税のワツクの中に入れたというふうな漏れ聞いておりますが、この身分について今度法律で全国にこれが義務的に設置されるわけでありますので、みんなが心配いたさないようにこの点を詳しくお知らせを願ひたいと思ひます。

○高田(正)政府委員 精神薄弱者福祉法案の第十條に書いてございませぬが、これは都道府県におきましては必ず置かなければならないということになっております。市におきましては、それか

ら福祉事務所を設置しております場合には町村も問題になってくるわけですが、これは置くことができるということで任意設置の機関ということになっております。法律でかように設置を規定されてございませぬので、精神薄弱者福祉司という職種の設置ということにつきましては、これは御心配のような点はなくなつたわけであります。はつきりとその名称なりそういう職種というものは法律の上に規定をされるわけでございますので、これは問題はなくなつた。ただ御指摘のこれらを置きまする人件費でございませぬが、これはほかのかような職員と同じようにその設置をいたしまする地方公共団体の負担という建前をとつております。ただこれに對しまして交付税の方でその基準財政需要額の中にこれを見込むかどうかという問題が出てくるわけでありませぬ。これは關係当局の理解によりましてこの福祉司設置の人件費につきましては手当を三十五年度から受けることに相なつております。ただその数が十分満足すべきほどの数が見込まれておりませぬが、これは逐次増員をいたして参りたい、かように考えております。それから精神薄弱者福祉司が活動をいたしまする旅費とか事務費、これはこの法律によりまして二分の一を国庫が負担するというので、これは予算に補助金が組み込まれておる、この法律案にもはつきり明記してございませぬので、その辺の活動に伴う経費は確保されておる、こういう關係に相なつておる次第であります。

○山下(春)委員 精神薄弱者を受けてこの指導をしてくれるという地方の個別の機関がやや不満足ながらも確立

したということで、法律ができてしまつても各地方でこれを引き受けてほんとうに指導してくれる機関が不備だと十分な効果が上がらないと思つておりまして、それが、それによつて非常に安心して、私もまかせることができると思ひますが、さてそうなりますと、今度は精神薄弱者福祉司あるいは社会福祉司等が指導をいたしますにいたしまして、これは何せ相手が精神でございませぬから、これは人権に大きな影響のある問題を判定するのでありますから、權威ある機関がないと今後いろいろな問題を起すと思ひます。今回のこれでは幾らかその内容が心配な点があるようにございませぬが、この判定機関については、どのような方法をおとりになろうとするのであります。

○高田(正)政府委員 今回の法律の十條に「精神薄弱者更生相談所を設けなければならぬ」とこの更生相談所の業務は、主として十八才以上の精神薄弱者の医学的、心理学的及び職能的判定を行ない、並びにこれに付随して必要な指導を行なうことが、この相談所の業務になるわけでございませぬ。この相談所におきましては、精神衛生の専門家さんとか、あるいは心理方面の専門家に由りまして、この相談所が主として構成されるわけでございませぬが、ここにおきまして、医学上の診断なり職業適性の判定なり、あるいは知能検査等をやって参ることになるわけでございませぬ。ただこれは、山下先生のよく御存じのことでございますが、今日精神薄弱者の知能判定をいたします方法というものは、実は三、四あるもので

ございまして、それでそれらの方法が統一的な、画一的なものが確立されておらないという一つの問題があるわけでございませぬ。それからそれらの方法で各個人の判定をいたしました場合におきまして、その場合におきまして、いろいろ知能指数が別に出てくるというふうな問題もあるわけであります。一口に申しますと、精神薄弱の程度を判定いたしまする方法におきまして、まだ学問的に十分な研究を要する過程にあると言つても差しつかえはないと思ひます。それらの問題を含めまして、これはこの法律案とは別でございませぬが、国立精神衛生研究所に精神研究部を新たに設置をいたしまして、今、この精神の出てくる原因なりあるいは予防方法、それから今の判定基準の問題、こういうふうなものを自分で研究をしていきたいと思います。それから、かように考えておるわけであります。さらに国立の機関だけの研究では不十分でございませぬので、さような問題については各大学の研究者とか、あるいは世間広く、方々で研究者がございませぬので、そういうふうな研究者の情報交換とか、いろいろそういうふうな役割をこの研究部においてとつていただきます。日本全体のそういう研究の促進にその面から資して参りたい、こういうふうなねらいを持つた精神薄弱者研究部というものを、精神衛生研究所に新たに米年度から設置をお願いする、こういうつもりでおるわけでございませぬ。さようなことと相待ちまして、この判定の万全を期して参りたい、かように考えるわけでございませぬ。

たしておるところでございます。御存じのように精神薄弱者は知能の程度は劣っておりまして、知能程度の低さにもよるのでありますが、単純な反復継続するような仕事におきましては通常人よりもかえって非常にまじめに仕事に励むという美点もあるわけであります。従いまして、精薄についての十分な理解を持つ方々にこれをお預けする。そうしてわずかながらその経費を、食費等を差し上げまして、それを預かっていただくことによりましてそ

の職業の訓練といいますが、さようなこともあわせて行なつて参るつもりでおるわけでございます。ただこれはよほど注意をして取り扱いませんと、労働の搾取というふうなことに堕するおそれもございますので、その辺のところは十分注意をしてやつて参りたい、かように考えております。

○山下(春)委員 精薄の問題は、各省に広くまがたつておるのでございませう。内閣の中青協、文部省、法務省、厚生省が主になっておりますけれども、いろいろなところにもまたがつておりますために、各役所ではほんの少しずつちよこんちよこんといろいろな対策

があるために、この対策そのものも生
きないし、それから、そのつど小さい
問題で各省が寄り集まって相談をして
推進するということもなかなか困難で
ございますが、この福祉法が制定され
ましたのを機会に——教育の問題が、
この福祉法の中に必ずしもございませ
んから、今日は文部省に対する質問は

いたしませんけれども、文部省にいたしましても、今年あたりはぜひ特殊教育を義務教育とする方向に踏み出してもらいたいと思ひますが、いろいろ

な施策がありましてなかなかそこにかない。考えてみますと、普通の子供が九九・七%の就学率であるにもかかわらず精薄者は一・九二%というように全くきじめな状態でございます。アメリカあたりは今精薄者の子供でも一五%以上が就学しておるようでございます。文部省は、精薄であろうと何であらうと、子供が一人生まれればこれに對して義務教育を与える責任があるわけでございますから、これらの問題も、精薄者福祉法という今度のこの輝かしい大きな柱の中にこういうものがみな入って相談をすると非常に前進しやすくなると思うのですが、今後これを前進していくのに、この法律に直接今度を出ておりませんけれども、関係各省と何か協議機関のようなものをお作りを願って——それを内閣にお置きになつても厚生省にお置きになつてもよろしゅうございませう。そうすることが便利だし、そうしたいとお思ひでしようかどうでしょうか、一つ局長の御意見を伺ひたいと思ひます。

○高田(正)政府委員 この法律の中にございませう審議会には、実は文部、労働それから法務関係の各省の方々は全部御参加を願う予定でおります。この審議会も十分今の御指摘の趣旨に活用できると思ひますが、なおこの審議会をしばらく運営いたしてまして、さらにさような機関が必要であるということであれば、これは一つその際に考えてみたい、かように考えておるわけでありませう。

○中山委員 関連質問。ただいま登録に踏み切られなかったという御答弁がございましたが、その踏み切れない理由は何でございませうか。今お金の問

題ではないとおつしやたのでございませう。ところが相当な家庭においてそういう精薄者がいるということが世間に知れますと、その兄弟だとかいふものにいろいろな響きがあるから、そういう点を考えて踏み切れないのか。私、実はこういう精薄の親の会に行つたことがございませうが、ある官庁のえらいお方に三人子供があつて、二人は非常な秀才である、ところがその一人がどうしたのか精薄である、それで非常に苦しんで、何とかして特殊学級を設けてもらいたいという事で心配をしておるというお話を承つたのでございませうが、そういう点で御遠慮をなさつていらつしやるのか、何が登録に踏み切れない理由か、私は承つておきたいと思ひます。私がちよつと考えたところでは、そういう関係者の名譽のため、あるいはもし女の子、男の子でもそうでしょうが、結婚の問題が起きたときに、そういうふうなことで登録されておれば、いい縁談も立ち消えになるのじゃないか。これは親という立場から私も考えますと、そういうことも御配慮になつて、これは登録しない方がいとお考えになるのかどうか。もう一つ伺つておきたいことは、私は地方へ参りますと、よく売春の問題でいろいろと、ついでこの間もそのことを聞かれたのですが、売春婦の中にも相当の精薄がある。大阪の松島あたりでは六五%あつたと聞かされております。そうするとこの精薄の問題が登録されて調査が行き届いて参りますと、売春関係も私は何か解決の曙光も見えてはなからうか、こういうことも考えておりますので、第二点に對する御当局のお考え方を、私が一番気になる

ります今の登録に踏み切れないという理由を聞かせていただきたいと思ひます。

○高田(正)政府委員 登録という制度をとりまして上におきましては、もちろん金もかかますし、人手もかかるわけでございます。それに伴ういろいろな準備も必要でございませう。その点ももちろんあるわけでございませう。今ちよつと先生がお触れになりました関係者の心理状態というものは私も私もや

りあると思ひますが、しかしそれがあるから登録をやらないのだと、そこまで割り切つてゐるわけじゃないのでございませう。そういうこともある。その点も十分配慮していかなければなら

ない。それからいま一つは、そういう登録なり何なりをいたしました場合には、率直に申しまして政府として登録をした人については相当お世話できるだけの準備をしておかなければならぬのです。登録はしたけれども、何にもお世話しない。まず施設といたしましては今日そんなにたくさんまだあるわけじゃないわけではございませう。ただ登録をしただけで、さっぱり何もして差し上げられないという準備不十分の状態ではあまり意味がないじゃないか。従つて今日直ちに登録をするということは、私も私としては、この法律でも作つていただいで、そうしてお世話が

行き届くような態勢ができた上でないといふ、しかもそこには今御指摘になりましたような関係者のいろいろな心理状態といふものも十分配慮をしていかなければならぬといふふうな性格のものでございませうから、それをも思ひ切つて登録をいたしまして、さてさっぱり

お世話の手が届かないといふふうなところになつてはまことに申しわけがないといふような気持ちも実は非常にあるのでございませう。今日身体障害者につきましては、御存じのように手帳を交付してあります。これは登録よりも少し進んだ強い制度でございませう。身体障害者福祉法もおかげさまで十年の歩みをとつて参りまして、相当なお世話が

できるだけの予算もあり、態勢が整つておるわけでありませう。ところがこちらの方はさっぱりどうもこれからというところだと思つたのでございませう。その辺も今回登録に直ちに踏み切ることのできなかつた大きな理由でございませう。

それから第二点として御指摘になりました精薄の問題が売春の問題と非常に関係があるという御指摘でございませう。これはまさしくさうでございませう。従ひまして精薄の問題として、これに行き届いた福祉の手を伸ばすことによりまして、売春問題にも非常に影響を及ぼすであらうといふことは、私も私もさう考へておるわけ

は思ふのでございませう。身体障害者なら團結して自分たちのためにやつていく、しかしこういう人は團結するだけ力もないし、金もない人が相当あるかと思ひますので、この点をお考えいただきまして——国家も何金のない木を持てゐるわけではないのですから、十分なことでもできないかもしれませんでしようが、せめて一番ひどい者から登録していただきませんかといふは、今山下委員もおつしやいました

が、放火の問題——今日国家が建築する以上に放火がある。それでよく新聞で見ることでございませうが、ごみ箱に次々に放火して歩いていくというところから、これはただ精薄という問題でなしに、国家の財産を消滅するという

ことにもなる。ことに春先になりますと、そういうことが多い。痴漢もそうです。ことに女の人たちが着物を切られるまではまだよろしゅうございませうけれども、肉体を切られたりすることとは、やはりこのところは頭がはつきりならぬで、食糧事情もよくなつてきておりませうがために、からだだけが成長して、からだの中にあるところの精神は今のように虫ばまれているんです。その害をこうむるのは男の人ではなく、女性である、私はこう思ふのでございませう。これは方々にまたがつておる問題でございませうから、これはぜひ一つ一番きつみのだけは早く登録していただきまして、治療ができるものならやるし、できないものなら一生飼ひ殺してでもしていただかなくては、国民を守つていただかなければならぬまいか、私はこう思ひます。どうぞ一つ今後ともよろしくこの問題でお力添えをお願いいたしまして、私の関連質

問を終わらせていただきます。

○高田(正)政府委員 登録の問題につきましては先ほど山下先生にお答えをいたしましたように、私も将来の問題として実現を期したい、かように考えております。ただ人を傷つけたり、自分を傷つけたり、つけ火をしったりするようなことの分につきましては、現在でも精神衛生法という法律がございますが、そういうみずからを傷つけ他人を傷つけるおそれのあるような精神障害者につきましては、これは精神薄弱者も含んでおりますが、精神病院に強制入院させる道は開かれております。これは憲法の基本的人権との関連もありまして、法律的な手段といたしましてはなかなかむずかしい問題でございますが、精神衛生法にはこの道が開かれておるわけでございます。さような問題につきましては福祉法で扱うべきものではなくして、将来におきましても精神衛生法の方向で十分徹底させていくということに相ならうかと思う次第でございます。

○山下(春)委員 今中山委員の関連質問の中にありました精神者を、これは福祉法と必ずしも関係ないんですが、これから日の当たるところに出していただく当局の一番責任者である高田局長の頭に置いておいていただいて、何か考えなければならぬ問題が一つあるんです。ということは、精神者の親たちが深刻に訴えることですが、ほかでもやはり性に目ざめるんです。これをどうやるかということ、親たちの身になれば大へん深刻な問題なんです。そこでこれを一体どうしていくかというような問題については、今後できます施設にそういったような種類の

人を両方入れておくことができるか、これら非常に重症な、悪質なものに対しては断種等のことも考えなければならぬ問題じゃないか。これは社会局にお願いしても、ちょっと畑違いのような気がいたしますが、しかし親たちの深刻な訴えには、私たちもやはり何か法律で規制をしなければならぬところにも来ているんじゃないかというふうな気がいたします。これは大問題であり、この精神の問題というのは国家としてはほんとうは重要施策なんです。今お話がありました、売春問題にしてもあるいは肉親殺人、親子心中あるいは放火等による国家の貴重な資材の消滅――要するにばかに金は使っておられないという考え方がきょうまで精神問題に目を当たらせなかったと思えますが、今この精神問題に相当な資金を投資すれば、将来国家資金の大きな節約になる時代がくる、私は必ず実を結んでくることを信じて疑いません。

IQ五十ぐらいまでの人に職業訓練その他の訓練さえすれば自立ができる。精神者の父兄たちがほとんど自分たちの力で作っております名張育成園なども、私はきょう持っているのを忘れましたが、焼きものを作っております。とにかく小皿などを作らしても、五枚とも全部同じ色に作らせるんだというですが、合色に上がってない。それがまた精神者らしい、えも言われぬ芸術味にあふれているすばらしいものを作っております。あれを見ましても、とにかく私は熱心にねばり強く訓練をすれば、IQ五十ぐらいまでの人は必ず自立し得るという感じを持っておりまして、将来の施設に対する局長の御熱意と、人間ですから、性の問題は、

人道上無視して笑って見過ごしてはならない問題だと思えますが、多少役所では御検討になったことがあると思えますが、どういふふうな解決していこうとするか。これは私も委員会としてもお互いに知恵を出し合って、何とかいたさなければなりません。その重症者に対する断種ということを今言える時代かどうかわかりませんが、私はやはりそこまで考えなければならぬと、きだろと思うのですが、政府ではこれを御検討になったことがございましょうか。

○高田(正)政府委員 御指摘の性の問題は、児童福祉法ではまだ子供でございますけれども、こちらの年長者の方の問題を取り扱う方では、実は非常に大きな問題でございます。私もすでに相当な年長者を収容しております施設に参りまして、さようなことにつきましていろいろ伺ったこともございます。しかしこれはなかなかむずかしい問題で、今どうするつもりだといってお聞きをいただきますけれども、私にもどういふふうに取り扱っていったらいいの、まだ見当が付きません。一つそういうような問題も、将来施設を作っていくますに、施設収容といたしまして、分類収容をするかあるいはそうでないかというようないろいろな具体的な問題があると思えます。そういうような問題も含めまして、一つ精神審議会でもう少し専門的な学者なり実際に扱ってこられた方々なり、そういう方々の御意見を十分拝聴して、そこいらで何か一つのお知恵を借していただきたい、かように私どもは期待をいたしておるわけでございます。

○山下(春)委員 それはその通りで、なかなかここでこういいたしますなどという答えのない重大問題でございます。それから、委員会と役所、審議会、あらゆる機能を動員して考えたと思えますが、小林委員からちょっと関連があるそうでございますから……

○小林(進)委員 私はまたあとで時間をいただきます、いま少し本質的な問題を質問させていただきます。今問題をお聞きしていただきたいと思っておりますが、ただ関連して、たまたま山下委員と中山委員からお話がありました件についてだけ一点お伺いしたいと思えます。

それは精神薄弱児と痴漢の問題でございます。これからのいよいよ春先に現われて、着物を切るだけでなくて肉体にも傷害を及ぼす、そういう痴漢薄弱児が多いんじゃないかという話でございます。そういう点をこの新しい法律の上で、一体どういうふうな処置しようとお考えになっておられるか。私も今も中山委員と私語をいたしたのでございますけれども、どうも精神薄弱児の性欲に目ざめてきた者の狂的な欲望といえますが、理性がございませぬから、実に危険きわまるものであります。普通の精神者の処置と別個に考えなければならぬのではないかと、かように考えているわけでございます。どうも私も古い法律の研究生でございますから、最近のことはわからぬけれども、どうもそういう精神喪失者というか、気違いは断種した方がいいんじゃないかというふうな学説のあったことも古い記憶にあるのであります。しかしやはり人間の身体に障害を与えることはどうも法律上不可能であるということで、そういう断種

ということとはまずできないというふうな私どもは学んできたのでありますけれども、先ほど局長のおっしゃった精神衛生法においては、断種などというものはどういふふうな扱われているのか。それに関連して、この精神薄弱児あるいは痴漢のそういう押えられないのでない性欲問題を一体どう処置せられるのであるか、お伺いをいたしておきたいと思えます。

○高田(正)政府委員 精神衛生法を先ほどあげましたのは、そういう人を精神病院に入れて一種の隔離処分ですね、保安処分といいますが、それで本人を治療できるなら治療するということとでございますが、今の断種の問題に参りますと、これは非常に問題でございますが、優生保護法という法律がございまして、ここに優生手術、いわゆる断種がございまして、その第三条に、医師はこれこれに該当する場合においては優生手術を行なうことができるという規定がございまして、その二号に「本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、云々」というような場合には、優生手術ができることになっております。

○小林(進)委員 その優生保護法ができたのはいつですか。

○高田(正)政府委員 これは二十三年から施行されておる法律でございます。それで一応法律的にはそういう根拠があるわけでございますが、私専門家でございませぬので、これはよく御説明いたしかねるのでございましてけれども、遺伝性精神薄弱というところに医師としてはきりきり断定し得るのが非常に簡単なことであるのかどうか、私ちょっと

とその辺がよくわかりませんけれども、とにかく法律的な根拠をいましては、遺伝性のものであるという道が開けておる、こういうことでございます。

○小林(進)委員　いま一つ関連してお尋ねいたしますが、年令の問題も、今の精神薄弱者の福祉法案の中に含まれる年令は満十八才からでございますね。あとには児童福祉法とおっしゃいましたけれども、ただこの性欲の問題は、だれけれども、最近とはともかくもう十二、三才から始まるそうですな。大体もう小学校の五年生くらいに半分くらいはいわゆる初潮を見出して、六年生くらいになると、七、八割くらいになるといふうなことで、いわゆるに精神状態も、理性が発達しないうちに、教養が備わらないうちに肉体的な方ばかり進んでしまつて、これは薄弱児とは言えないでしようけれども、まだ未完成のうちに、精神、肉体のアンバランスから生ずる性的犯罪といふものが非常に大きいですな。直接この法律とは関係がないかもしれませんが、私も、私どもはこの精神薄弱者の福祉法案を審議する場合には、やはりそういうことも関係事項として十分考慮しながら、この法律の審議に当たらないかと思ふのです。局長はこういうことの処置を一体どういうふうにお考えになつていますか。これは児童福祉法の範圍だとおっしゃればそれつきりでありますけれども、どういふふうにお考えになつておられるか。

それからいま一つは、私は先ほどちょっとおつてきましたけれども、

新しく法律ができると、東京、和歌山というふうには何か設備をお作りになると思うけれども、今でも何かこれに似通った設備はありますね。そういう設備の中における性欲の問題、いわゆるいまだ知能に至らざる者の性欲の問題が、一体どういう現象として現われて、管理者は一体それをどういうふうな処置をされているのか、これは具体的な経験の記録が何かあるならばお示し願つて、そうして将来のわれわれがこの法律を作り上げるための参考まで一つお聞かせを願いたいと思うのです。こういう類似の設備があるんですから、そうして常時こういう精神薄弱児なんかの困いの中におけるいわゆる狂態といえますか、常態にあらざる姿が私は露呈せられているんじゃないかかと思うんですが、それも含めて一体どうこれを処置しておられるのか、一つお聞かせを願いたいと思うのです。

○高田(正)政府委員 どうも大へんむずかしい御質問で、お答えいたしかねるのでございますが、第一点の、これは精薄者も含めて、非常に低年令の人たちに性的な非行行為といえますか、そういうようなものが非常に多くなってきたというふうな問題でございますが、これは私も御指摘のようにその傾向は十分承知をいたしておるわけであります。ただ、これはなかなか簡単に速効的な薬はないので、結局精薄者のような場合におきましては、やはり何か本人が熱中をして興味を持ってやるというような事柄ができて参りますと、こういうことも非常に防げんと思うのです。従つてそういうふうなことを防ぐ意味におきましても、また将来社会に復帰して自分が少しでも自活の道を立

ていくためにも、やはり何か適當な興味を持つて行なうような仕事といえますか、職能訓練といいますが、そういうふうなことに一生懸命に励んでいくように生活指導をして参るというところが、精薄者のような場合におきましては一番大事なことでないかと私もは考えておるわけであります。しかも精薄者の場合におきましては、先ほど山下先生も御指摘になりましたように、仕事によりましては、気が散らなくてかえって常人より成績を上げるといふ場合が相当あるわけであります。そういうふうな生活指導といえますか、職能訓練といえますか、そういうふうなことを重点に物事を進めて参つたらどうか、かように考えておるわけであります。

それから第二点の、今日すでに似通ったような施設があるのだが、そこでそういう性の問題はこういうふうなに処置してあるか、何か統計でもあるかというふうな御質問でございましたが、実はさような統計は持っておりません。ただ私どもが施設に参りました場合に、施設経営者の一つの悩みといたしまして、私が具体的に遭遇したのは相当な年令の女の方でございましたが、あの子は男を見ると非常に工合が悪いんだ、それについては実は私どもはこういうふうにしておりますというふうな、具体的なケースとして聞いたかどうかというふうなことがどうあって、傾向はどうだというふうな、御指摘のような資料を御提供いたすことができないのは、はなはだ残念でございます。ただ将来こういうふうな施設がたくさन्दきて参りました、そして施設経営

山下先生が御指摘になりましたような問題については、私どもは将来としてはもう少し少しあけてびろげに施設経営の重要な問題点の一つとして検討して参りたい、かように考えておるわけであります。

（小林（進）委員）断種なんというこ
とは考えられないですか（と呼ぶ）
○山下（春）委員　そこで今、小林委員
が不特定発言のようなことで言われ
た、断種というようなことについて考
えられるかということですが、
私は何回か父兄に会ひまして、いろ
ろの意見を聞きましたが、父兄は遺伝
性の相当重度の者については、断種も
しくは優生手術を断行してくれとい
うことが、父兄の偽らざる告白であ
り、訴えてございます。やはり手ぬ
るいことをして、なまじ、なまなか
を嘆かして死なしていくよりもそう
してくれ、断種もしくは優生手術を
行なってくれということ、重度の親
たちは心から、泣きながら訴えてお
ります。そこで、それは政府として
は、さうお考え願つて、そしてそれ
がさつき登録問題に戻ってくるので
すが、重度の者に対してはさう踏
み切つていたのだということ、
私はいささかも、人道問題等に
問われることのない——そこには
今言う判定の問題がない、もし誤
れば大へんなことになりま
すので、判定の内容を権威あるもの
に確立すること、これもちろん前
提になりますけれども、そういう
ふうにお考えを願ひたいと思ひ
ます。

今回の福祉法と同時に、政府では
国立精神衛生研究所の中に精薄部
をお作りになつて、そして発生予
防、あるいは

くされるように聞いておりますが、要するものに、この精薄問題は、精薄者たちの教育していくということに粘り強い熱意を示すこと、それから精薄者の福祉法をフルに活用いたしまして、何としてもこれは経済援助のある面は見えてやらないと意味がないと思うのでございます。そこでそれをどういうふうにしていくかということ、現在でございます身体障害者の福祉年金などを考えてみるか、あるいはいろいろなことを考えてみるかとあると思いますが、直ちに今それを踏み切るのには、まだまだいろいろ研究の余地があるかと思いますが、将来どうしても経済援助の面に伸びていきませんと、私は非常に意味のない空虚なもの、私に是非常に意味のない空虚なもの、私は非常な意味のない空虚なもの、ひ研究をしていただく。それから今の国立精神衛生研究所の中に精薄部というものの――これは国立の精薄研究所をこしらえるというところまで推し進めなくても、その部を強化していただければよいと思ひますが、この三本の柱をきわめて熱心に強化をしていただいて、それによつてこの問題の解決をはかつていくということが将来の姿だと思ふのでありますので、これはぜひ御実行願ひたい、お考えを願ひたいと思ふのであります。

そこでこれをせいかく——これを垂
政省に聞くことであつて、厚生省にお
聞きしてもしょうがないのであります
が、私はこの機会にやはりこの福祉法
ができたということは、きょうまでほ
んとうに社会一般も政府も、ばかに金
をつぎ込んで仕方がないということ

で、なおざりなおざりなってきた、何年この方の、日の当たらなかつた、じめじめしたところに、ほんとうにあたたかい日がさつとさし込んだようなこの福祉法制定を機会に、ことしというのでありませんが、やはり中央に精薄福祉センターというものを一つお作り願つて、そうしてすべての職業訓練あるいは今の厚生手続等の問題について、衛生方面の問題からいっても、福祉方面の問題からいっても、ぜひこの中央センターでやるといふようなことを実行していただきたいと思ひまして、ちよつと話がそれますけれども、そこでこの福祉法制定を機会に全国の国民にPRする意味もあり、ちよつと精薄出身者に八幡学園出身の山下清画伯がおります。この山下清画伯の筆になつた郵便切手を記念に売り出しまして、この郵便切手はただ十円で売らただけでなく、そのうちの十円は精薄中央センター建設資金に御寄付をお願いしたいというふうな構想によつて、これをこの福祉法制定を機会に売り出しまして、そうして全国の津々浦々の皆様がこの日本が一番おくれつた精薄問題というものに、その切手を通して協力を願うと同時に、認識を新たにしていただくという意味で、私はそういうことをやつてみたいと思ひますが、局長御賛成ならば、ぜひ政府とわれわれ国会とが一体になつてこの問題を強力に推進していきたいと思ひますが、局長はどのようにお考えでしょうか。

○高田(正)政府委員 私どもの立場としましては、大賛成でございます。ただ郵政省がそう言つてくれませんと何にもなりません、さような御計画がございましたら、私も一つ驥尾に付しましてこれが実現に努力をいたしたい、かように考えております。

○山下(春)委員 精薄問題はまだいろいろ問題がございますが、要は私は今回政府が精薄者福祉法を制定することに踏み切つていただき、予算等は必ずしも政府が意図するものが得られなくて、きつめて些少な金額であつたにもかかわらず、それを非常に有効に適切に生かしてこの福祉法を制定されたことに對して、重ねて満腔の敬意を表すと同時に、今いろいろと御注文を申し上げたりお願いをしたりしたように、この問題の内容は、いまだ空疎なものでございまして、これを要機といたしまして、ここで投資いたしますことは、長い将来においては國家の非常に大きな出資を防ぐ種をまくことになると思ひますので、この福祉法が所期の目的を達成するに値するようなりつぱな法律に成長いたしますことを心から願ひいたしまして、私の質問を終わります。

○永山委員 午後一時まで休憩いたします。

午後一時三十九分開議
○永山委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

○五島委員 午前中に山下委員からうれども、この山下委員の質問並びに関連質問の全体において一部ダブルの面があるがもししません。私出たり入つたりしておつたものですから、ダブルなかもしれませんし、それからまたほかにも同僚委員もたくさんこの問題について質疑の通告があつておるようですから、私はできるだけ簡単にこの本法の問題を明らかにして、若干の質疑をしていきたいと思ひます。

○高田(正)政府委員 二十九年の精神衛生調査によりますと、その結果から推定いたしましたおおよそ三百万人程度、わが國に精神薄弱者と称せられる者が存在するであろうという推計が出たおおよそでございまして、今十八才以上と十八才未満の内訳はどうかという御指摘でございまして、その中で十八才未満が百万程度でございまして、それから十八才以上が二百万程度というように、大體の推計をいたしております。さらに、その三百万人の中で、知能程度のひどい、軽いの観点からの分岐でございまして、その三百万人の中で五十八万人程度が知能指数が五〇以下、言葉をかえて申しますと、普通痴愚、白痴と呼ばれております。類の人たちだと推定されております。その残りが五〇以上のいわゆる魯鈍級でございまして、それからその五十八万という五〇以下の中で年令別に見ますと、十八才未満と十八才以上が大体同じ程度、少し十八才以上の方が多い、こういうふうな推計をされておるわけでございまして。

○五島委員 精神薄弱者に対するところの更生の問題ですけれども、今まで國が取り扱つた精神薄弱者の中に、健全な職業等々に更生の出来る人々、この中で何%くらい大體可能かというところ、現代医学あるいは現代の技術上の問題から、どのくらいのもので更生出来るかというように推定されておるのでしょうか。

○高田(正)政府委員 今申し上げました三百万人の中で、いわゆるこの知能指数五〇以上の程度の軽い方々、約二百万人と推定されておるわけでございまして、これらの人々、これは特殊教育が十分に発達をいたしておりませんけれども、現在でもいろいろな職業につかまされて大部分は社會に溶け込んでおられるわけでございまして、もつとも溶け込み方が適當でなくて、いろいろな問題が起つておることは否定できませんけれども、大體溶け込んでいてはいる方々だと思ひます。さらに將來、これは文部省の方の所管になりますけれども、特殊学校、特殊学級、こういうふうなものもいま少し発達をいたしまして、義務教育等も十分に行き渡りますならば、かように考へておるわけでありまして、問題は、この特殊教育等の対象にならない、いわゆる就学免除になる程度の、言葉をかえて申しますと、知能指数が五〇以下、しかもその中でもさらにひどい白痴級の二五以下、こういうふうな方々になりまして、これは非常に問題がむずかしい、なるわけでございまして。しかし、お手元に差し上げてあります法律案の資料の七十二ページ以下等に「精神薄弱者の適職に関する研究報告」というものが載つておりますが、従来ともいろいろ研究され、實際に施設等で実施をしておるわけでございまして、午前中にもお答えをいたしましたように、知能指数が非常に低い方々でございまして、

適当な単純な向くような職業を与えま
するならば、普通人ほど気が散らないと
いうふうなことから、かえってまじめ
に成績を上げられるというような場合
が相当あるのではないかと。従いまし
て、五〇以下の方々に置きまして、
やりようによりましては十分更生をし
ていく方々があるというふうに申し上
げられるかと思ひます。ごくひどいの
で、もう何ともならないという方々
も、これは今後研究が進みますれば、
そういう方々は非常に数が減ってくる
と思ひますが、それでもごくひどいの
で、何ともならないという人々も残っ
てくると思ひます。従いましてそれ
らにつきましては、やはりずっと一生
涯お世話をしていかなければならぬ
方々、いわゆるこげつきの方々も残っ
てくる、こういうふうな予想もいたし
得るわけでございます。大体そういう
ふうな考え方を私どもいたしておるわ
けであります。

○五島委員 精神薄弱児の援護とか、
それからいろいろ医学的、職能的研究
をこの法律はし、そうして援護更生の
方に重点を注ぐ法律になっているわけ
ですけれども、一体この九千二百萬の
国民の中に三百萬人もいわゆる精神弱
児がおるといふことが、精神が發生
するといふことは、非常にいろいろの
原因があるかと思ひます。私よくわか
りませんけれども、それは胎児のとき
どうかしたとか、あるいは遺伝もある
のでしようか、何かわかりませんけれ
ども、精神薄弱者の生まれる理由、そ
の原因は大体わかつておるのですか。わ
かつておればその適切な治療方法——
何か今までのいろいろな参考資料を見た
んですが、また人の話も聞いたのですけ

れども、治療の方法がなかなか困難だ
という点も聞いておるわけですが、こ
の点についてどうなんですか。どうか。

○高田(正)政府委員 精神ができてき
ます原因といふことにつきましては、
以前は全部遺伝によるのだというふう
に言われておったのでございますが、
最近では後天的な原因、すなわち妊娠
中の母体の障害とかあるいは出産時の
障害、出産後の病氣による障害といふ
ふうになり、いわゆる遺伝以外の原因によ
るものが相当あるといふことは明らか
になっておるわけでございます。しか
しその詳細な点は、率直に申しまして
まだ学問的な研究が十分に行き渡って
おりません。それでこれらのことを研
究いたしますことが、その發生の予
防になるわけでございまして、原因
の研究をいたしまして、初めて予防の
対策も立つことになるわけでございま
す。そこでそれらの任務を持ちまし
て、これは来年度からでございます
が、精神衛生研究所に精神部を設置し
ていただきます。さような点を特別
に専門に国立の機関で研究いたして参
りたいという予定になっておるわけ
でございます。

一口に申し上げますときさうなこと
でございますが、ただここにござい
れた範囲の調査でパーセンテージが
出ておりますので、御参考までに申し
上げてみます。それはお手元の資料に
ございせんけれども、大きく分けまし
て、これは千人足らずの人たちの分類
でございますからほんとうのサンプル
調査でございますが、先天性と認めら
れるものが七六・四％、それから後天性
と認められるものが二三・六％、その先
天性をさらに分けまして遺伝性といふ
ふうに認められますものが一〇％、
それから母親の胎内での原因と認めら
れますものが三三・三％、それから先天性
ではあるけれどもどうも原因がわから
ぬといふものが三三・三％、合計しますと
七六・四％程度になるわけでございま
す。端数を切り捨てて御説明いたしま
したから数字がぴたり合いません
が、大体そういうふうな内訳の資料で
ございまして、それから後天性の方で
は、これは出生時のものが一四・五％、
新生児時代のものが一・一％、乳児の時
代の原因のものが四・一％、幼児時代
のものが三・九％、合計いたしますと
大体二三・六％になる。こういう数字
が出ておりますが、これは非常にサン
プルの統計でございまして、これを
もって全部を推すわけに参りません
が、この程度の一つの統計があるとい
うことは御参考になるかと思ひま
す。しかし根本的に詳細に学問的な研
究はまだそこまできておりません。
従つて精神衛生研究所に精神部とい
うようなものを設けて国でも研究をいた
し、さらに各大学その他民間の、相当
研究者がおられますので、そういうふ
うな御研究の情報の交換とか何とか
いうことについてその精神部が尽力し
て参ろう、こういう予定でおるわけ
でございます。

○五島委員 そうすると、その精神部
というものはこの法律が通つてから新ら
しく作られるわけですね。

○高田(正)政府委員 これはこの法律
に直接関係ございせん、公衆衛
生局所管になっておりますが、精神衛
生研究所という国立機関がございま
す。ここで従来ともたいたいまのよう
なことを研究してきておりますが、さら
に来年度から人を増しまして、一つの
部を作つていただきました。そこで精
薄を専門的に研究をしていただきた
い、こういうことで予算の御審議をお
願ひしたわけでございまして。

○五島委員 これは蛇足になると思
うのですが、精神薄弱者の対策として今
どういふような政策を政府は行なわれ
ておるだらうか、政府はいろいろやっ
ておられておると思ひますが、その概
略をちよつと説明して下さい。

○高田(正)政府委員 この精神の問題
につきましては、根本的には今御指摘
のございまして、その予防をやるという
ふうな根本的な対策が含まれてい
るわけでございまして、さうな点は今申し上
げましたやうなことで、今日までさほど
進んでおらないのでございまして。た
だし福祉面につきましてどういふやうな
ことをやつていくかという御質問であ
ろうかと思ひますが、今日のところは比
較的軽い警備級の者に対しては、
文部省において特殊教育の拡充施策を
とつてもらつております。これがまだ
義務的なものになっておりませんけれ
ども、逐次この特殊教育の拡充を文部
省でやつてきていただいておりますわけ
でございます。それから程度のおひい
で、特殊教育の対象にならぬ痴愚、白痴
級の方々に對しましては、今日まで児
童福祉法が、この十八才未満の方々に
つきましては、収容施設あるいは通園
施設といふふうなものを中心として
まして今日まで相当な仕事をやつて
きております。これらの施設は年々充
実に参つてはおりますが、その対象
に比べますと、なお、学校にいたしま
しても、施設にいたしましても、それ

から専門職員にいたしましたも、まだ
まだこれから充実していかなければな
らないといふやうな状況でございます。
大体以上のようなことをやつて参
ておるわけでございまして、その御説
明でおわかりをいただきましたやう
に、おとなの精神につきましては、今
日までほとんど見るべき施策を講じて
おりません。この点はわれわれの足ら
ざるところであつたわけでございま
す。それで新たに御審議をいたしてい
りますような法律案を成立さしてい
ただきまして、この法律を手がかりに
将来拡充をして参りたい、かように考
えておるわけでございまして、今日ま
でとなの面におきましては、三十四年
度、本年度に施設が三カ所、これはま
だ完成しておりませんが、本年じゅう
にもうそろそろ始まる予定でございま
す。これは公立の施設でございます。
そのほかに民間の施設といたしまし
て、収容施設が十数カ所ござい
ます。そのうちで、社会福祉法人が経営して
おりますものは五カ所でございます。
大体そういうふうな状況でございま
して、今日までのところは十分に措置が
とられておりません。特に、児童の部
面においては相当なことが行なわれて
おるけれども、おとなの部分において
非常に立ちおくれておる、こういう
やうな状況が率直に申し上げられるか
と思ひます。

○五島委員 おとなの面については何
もない。もちろん、今まで政府があま
りしなかつたものだから、何もな
とはわかるのですが、問題をちよつと
外国に目を向けて、というところ
きいことですが、外国はこの精神薄弱
の問題について大体どういふやうな施策

薄弱者援護施設ですね、これは十九条を見ますと「都道府県は、精神薄弱者援護施設を設置することができる。」というように任意規定になっておるわけです。福祉司は必置であつて、援護施設は任意になって必置でない。こういうような条文になりますと、政府提案

の法の趣旨が那邊にあるかわかりませんが、ただ都道府県は義務が出てこないわけですね。必置する必要がない。従って福祉司だけを数人置いて相談と指導に应ぜしめれば都道府県の実施機関の責任は免れるように受け取れるわけです。しかもやりたいと思つても、地方財政の逼迫等で、府県では二分の一程度の国庫の負担では積極性が欠けてくるのじやなかろうかというような杞憂も感じられるわけです。そうすると

この施設が都道府県で設置でないもの
ですから、ある県ではできた、ある県
ではできてないというように、ちがは
ぬ都道府県の実情が出来るものでは
なからうかと思うわけです。実施機関
はどこかという点、条文には、住所が
はつきりしている者は当該市町村長で
あって、住所の不明な者は県知事に
あるのだ、こういうようになっておる
と思います。そうするとその人たちが
当該のある県の精薄尾について相談に

行つたけれども、その県の施設に入れないで、隣の県の施設に入らなければならなかったり、あるいは自分の希望しないほかの施設に入らなければならなかったりというような状況が出てくるのじゃないかと思うのです。なぜこれを任意規定にされたのか。福祉司が必置のこととはわかります。しかし任意条項がちよつとわかりませんから、その気持を説明して下さい。

○高田(正)府政委員 十九条の施設の方は、都道府県は必置でございませんで、御指摘のように任意になっております。それで福祉事務所とか福祉司が精薄者のごめんどろを見るために更生相談所の判定を求めたりいたしまして、これは施設に収容する必要があるというふうなケースがあった場合に、ある府県では自分の施設がないという事態が起こることは先生御指摘の通りでございします。従ってそういう場合にはよその府県に紹介をしてそちらにお願いをするか、あるいは自分の県内にあります民間の施設に収容を委託するというふうなことになるわけでございします。その点は確かに先生御指摘のような法律構成になっております。そこで、しからば十九条をなぜ必置にしなかったかというおしかりが出て参ると思ひます。実は私もできれば都道府県に義務を課したいというふうに一応考えたのでございします。考えてみますと、すでに十年の歴史を持っております身体障害者福祉法におきまして、やはり施設設置につきましては都道府県の義務にはいたしておりました。そういうふうな均衡といひますか、社会事業施設の多くが、ほとんど全部が任意設置になっておりますので、この際精神薄弱者福祉施設だけを特に義務設置にいたしますことにつきましては若干無理があるようで、実は私も踏み切れなかったわけでございします。ただし今日ほかの施設でもそうでございしますが、特に精神薄弱者の施設におきましては、都道府県の方でむしろ積極的に作りたいという希望が実は相当たくさん殺到いたしております。従ひまして、国の方の財政援

助、いわゆる補助金の確保、予算的な確保をいたしますれば、法律が任意規定になっておりまして、実際上はそういう都道府県の希望と私どもの指導によりまして、国の予算の方さえ確保できますれば、相当程度急速に普及して参るのではないかと、実態関係ではさうに考えております。ただ法律の建前として必置基準にならなかつたのは、今申し上げましたようにほかの社会施設との均衡その他からなかなか踏み切りがつかなくなつたというものであります。○五島委員 他の福祉関係の均衡からこれを必置事項にしなかつたというところで、国の予算をつけてやればたゞさんでできるのじゃないかという見通しが、僕がさいぜん聞いたところの米年はどのくらいできるつもりかということになるわけなんです。三カ所だけだつたら少しも期待するところはないじゃないか。法律が通れば各都道府県は一体どれくらい希望してゐるのだらう、国の協力を求めて国庫負担を仰いでくるのだらう、どこの府県が非常に積極的だらう、こういうふうになると思ふのですが、これはどれくらいあるのですか。○高田(正)府政委員 法律が成立をいたしました場合には、またふえるかもしれないませんが、今私どもの手元に言つてきておりますのは、十六、七の都道府県から、ぜひとも自分のところでやらせてもらいたい、こういうことを言つてきておるわけなんです。それは国の予算が三カ所しか入っていないというのを承知の上で言つてきておるわけでございしますから、今後そういう希望というものは相当強く広がつて参るものと思ひます。私どもは考えております。

○五島委員 そうすると、この法律は作つた。そして法律は四月一日から発足する。しかし何といつても現在精神薄弱者を早く更生せしめなければならぬ。原因を追及せよといつても原因はなかなかわからないと局長はさつき説明されたわけですが、発生予防もなかなかできない。しかし原因は今後精神部などを作つて研究すれば、それもだんだん明らかになるだらう。今急がれることは施設を作ることなんだ。これは芽を出したのであるから、私たちは厚生省を、ほんとうによく踏み切つてやられたわいというふうに思ひたいのですけれども、計画性が無いじゃないかというふうにも考えられるのです。米年三カ所だ。そして十六都道府県から希望がきているけれども、三つしか許せないのだ。そうすると再来年は一体幾つできるのだらうか、その次の年は幾つできるのだらうか、全国の都道府県にこれが普及するのは一体何年先だろうか、こういうふうな疑問が生じてくるわけですが、この点の計画性はどうか。○高田(正)府政委員 将来の国の予算の問題になりますので、三十六年度に幾ら、三十七年度に幾らということには、ただいま申し上げかねるのでございします。先ほど申し上げましたように、少なくとも全都道府県に一カ所ずつは早急に普及させたいという私ども強い熱意を持っておりますので、三十五年度は一応三カ所ということになつておりますが、しかし三十六年度以降におきましては、できるだけ早い機会に、少なくとも一カ所ずつ各都道府県に設けるということについて最大の努力を払つて参りたい、かように考えて

おります。○中山委員 ちょっと関連してお尋ねしたいのですが、一体今の精神薄弱児がどんな程度でふえているのか、あるいは今までもより精神薄弱児の生れる率が減つてゐるのか。この間も何か新聞に出ておりましたが、気遣いと性格的変質者、ふだんは何ともないような行動何かの拍子にばつと気遣いじみた行動をする者がふえた、近ごろはミサイルだ何だかんだと言つて騒ぐので、人の心を異常に刺激する、こういうふうな記事が、ある学者の論文が何かで新聞に出ておりましたが、そうするとまた近ごろのように安保反対だ騒いでいるときに、それが妊婦に一体どういふ精神的な影響を与えるか。これは相当激しいものだと思います。それからこの間どこで見たのですが、精神薄弱児の生れるには遺伝というものが相当ある。そして先ほどおっしゃいましたお産のときの生ませ方、その取り扱ひの上手下手によつて、たとえば脳を圧迫するとか、いろいろ生ませ方によつて変わつてくるということ、それからほんとうに原因不明のパーセントでは非常に少ないということ、どこかで発表してございしました。そうなるて参りますと、これと関連をしてお産を世話する人たちの技術というものが大いに厚生省の医務局で監督をしていただかないと、稚拙な助産婦さんでたら、やはり生ませ方が下手でそういう結果が出ると思ひますが、そういう点はどうなつてゐるのですか。それから精神薄弱児の生まれてくる数というものが時代の動きにつれて多くなつてゐるというのであれば、今五島

先生がお尋ねになつたように、わずかなものを希望する府県に建てさせるといふようなことで追いつくかどうか、この点どうなつてございしますか。○高田(正)府政委員 精神病につきましては、これは確かに世の中が、物質文明が進みまして、交通量も激しくなるし、だんだんふえてきておるというふうなことは私も聞いております。が、精神障害者の一部類でございしますけれども、精神薄弱者が特別に近年ふえてきてゐるというところは私も聞いておりません。今まで未発見であつたものが発見されてくるというところはございします。しかし最近御指摘のいろいろな社会環境によつて特別にふえてくる、精神病のような傾向を持つておるというところは私も聞いておりません。むしろ御指摘のように妊娠中なり出産時の事故に原因をして精神が生まれてくるというところは学者も言われておりますが、その方面におきましては母子衛生なり何なりが、これは全国的に見ますれば、以前よりは相当進んで参つております。そういう関係から申しますならば、そういうことに基因する精神の発生はむしろ減つておるのではないかと、かように私は考へておるわけでございします。しかし何さま最初に申し上げましたように、精神について学問的な、あるいは統計的な研究というものはまだ不十分でございします。私もしろうとでございします。確かなことは申し上げられないと思ひますが、私も聞いておりますのは今のようなことでございします。○中山委員 それでは、今わかつていますのは三百万、ひどいのは六、七万とおっしゃいましたが、そういう人た

ちの年令別の統計というものはないので、幾つぐらゐの人が一番多いかという精薄児の年令別の統計ですね。——今わかりませんでしたら、またあとでお調べいただいて、何か書いたものをいただければ非常に参考になると思います。

○高田(正)政府委員 二十九年の精神衛生調査から推計をいたしました数字から申しますと、全国的には魯鈍級も含めて三百万くらい、そのうちで五十八万がIQ五〇以下の痴愚、白痴で、その中で十八才をとってみますと、大体十八才以上と十八才未満が半分々くらい、こういう統計が出ております。さらにその中の年令別の統計がありましかどうか、それはもしございましたら調べて御提出いたします。

一般的に申しまして、重度の精薄の方はやはり命が短いのです。従って今全体的に見ますと、百万が十八才未満で、二百万が十八才以上だということに申しましたが、それが痴愚、魯鈍級になりますと、その五十八万が半分々々になる、ということは、重度の精薄者はやはり生命が短い、こういうことは一般的傾向として今日言われております。

○山下(春)委員 五島委員のお許しを得て、ちょっと関連して。

五島委員からの、政府は計画性が無いのではないかと、今回さきやかな福祉法を作つて、将来に対する計画がないとすればちょっと心細いじゃないかというところ、私大へもともとだと思ひます。そこで私が政府にかかつて言うわけではございませんが、これは政府と関係があるような性質の専門で、わが党といたしましては精薄の専門

委員会というものを作りまして、私専門委員長としてその衝に当たりましたので、ただいまのような御質問が出ることは当然であり、この福祉法だけをもつて政府が精薄対策に踏み切つたなどというわけには参りませんが、そこで三十九年を目途とする五カ年計画を一応策定いたしました。それで五年の間に今のIQ五〇以上の魯鈍級という者を全体の二〇%の七十八万人といたしまして、これを特殊教育を受けさせるような、要するに特殊学級の義務設置をさせるというようなことを教育の面では目標にいたし、なお大学学術局とのいろいろな折衝の結果、発生の原因ということが世界的にまだ明確になつておりませんので、各大学に研究部を設置してもらつたことを要請いたしました。ここで鋭意研究してもらつて、特殊教育の設置に見合う教員の養成等も必要でございますから、それらのものを各大学に設置してもらつたと同時に、発生の原因も研究してもらつたというようなことを文教関係としては考えております。

それから厚生省といたしましては、今局長からお話のありました大体七万八千人というような要保護精薄児を対象にいたしまして、国立及び公立あるいは私立というような施設を、これはちよつと国の予算も要りますので、これだけのものを全部収容するのには大体十カ年を要するかと思つておりますが、そういうようなことでやつていきたい、こういうふうな思つております。それから今の福祉法の中に、先生方が与野党ともに多少不安と思われる経済援護の手段が何ら講じられていないことは心細いではないかということでは

すが、これらの精薄者は、何もわからない、知恵の足らぬ子供でありますけれども、これを持つて親から言えれば、一体親がなくなつたあとの愛情と経済の保障はどうなるのかということに死に切れない悩みでございまして、これを考えていきたいと思ひます。ただいまこれの具体的なことは申し上げませんが、考えていきたいと思ひ、政府でも考えていただきたいと思つております。

それから国民年金に対しても、これを国民年金の福祉年金の中にどうやれば入れられるかという研究をぜひ役所でもしていただきたい、われわれもしていききたい、かように考えております。それから最も大切なことは今の魯鈍級の者の職業訓練ですが、訓練をすれば必ず社会人として自立できるのだという確信を私どもは持つて、職業訓練所の中には精薄部を併設いたしました。徐々には訓練を始めて、五年くらいたてば専門の精薄の訓練所を一つ設置していただきたい、こういうようなことを計画的に考えております。

今厚生省が福祉法に踏み切られたというところに対しては、いろいろな御不満もあるし、心細くお感じになる点がありまして、これはやはり長い間暗かったみさきに灯台ができて灯が入つたというふうな非常な善政であり、そして、こういうふうな精薄者がちまたにうろつとさまよい歩いていることに對しては、大へん遺憾なことであつたにもかかわらず、今回踏み切つて第一歩を踏み出されたということに對しては私は非常に敬意を払い

感謝をするものであります。今、五島先生が計画性がないと言われましたので、政府にも計画はあると思ひますが、私は、かつてこんなようなことを考えたということを申し上げて御参考に供したわけでございます。そこで私は、立ちましたついでに、大臣が午前中おいでになりましたので、その御賛成なら一つぜひお骨折りを願いたいということがございます。精薄問題について、ある精薄者の親が、「教えても教えてもなおのみだめぬ悪をしかりてわれも涙ぐむ」と歌つた歌がありまして、これは精薄者の親の気持ちを表現するのに全く適切な歌でございます。そういう状況で、精薄者の親たちの悩みというものは非常に大きいのであります。今厚生省から、内容のいかにかわらず、高らかにこの福祉法というものを打ち出されたというところに対して、内容の多少みじめさを補う意味におきまして、やはりこれは国民全体がこういう問題を解決してやろうという熱意がないと、なかなか国家の予算だけでは急速に進みませんので、国民の皆様方にも、もし自分がそういう子供を持つたらとおぼしめして、一つ協力をしていただきたいというので、寄り寄り相談をいたしておる問題があるのでございます。それはこの福祉法が両院を通過いたしましたころを契機といたしまして——まあこれはあす通過しなければなりませんので、ある日を過ぎまして、そしてちよつと精薄児であつた千葉県の八幡学園から出られた山下清西伯に一つの構図を頼みまして、そして精薄者福祉法制定記念という切手を売り出したいので

家、福祉国家として、こういう精薄者がちまたにほり出されておるといふことに對して、われわれも一つ片棒をかついで、それを何とかしようという愛情を込めて、一円だけ精薄施設へ、厚生省に寄付をしてもらいたい。それでその金によつて精薄者の中央センターを作りたい、こういう目的を持つてそれを売り出した、こう思うのです。もしそういうことはいいことだと大臣がおぼしめすならば、ぜひ一つ相談はいたしておりますが、ぜひ一つ閣議で御発言を願つて、急速に政府もこのことに賛成をしていただきますように、そうすればこの精薄の子供を持つた親たちもどのように救われる氣持になるかと思ひます。國家としても、國民全体のあたたかい心でそういうものができ上がったということは、私は文化國家として非常に好ましい姿のように思ひますので、立ちましたついでに、大臣の御決意を承つておきたいと思ひます。

○渡邊國務大臣 大へんりっぱな御意見を承りまして、私もいたく感銘いたしました。また、この法案を出すにつきました。は、広く國民の間にこの問題が今悩みの種となつておることは、私もが地方を回つてみましても、各開僚が回つてみましても、いずれもみな同じ感慨に打たれて歸つてきておるような状況でございます。でございまして、ただいま山下さんの御発議になりました非常なけつこうな御意見を私は拝承いたしました。それをできるだけすみやかなる機会をとらえまして、そうしたような具体案を作つてみたい、かように考えております。

第一類第七号 社会労働委員会議録第二十三号 昭和三十五年三月三十日

○五島委員 十二条と十三条の関係で、更生相談所が出来ますね。それから今度は福祉事務所がいろいろ指導したり、相談に応じたりするわけです。それからこの更生相談所も指導をしたり、相談に応じたり、あるいは職能的判定を行ったり、これに付随して必要な指導を行ったりするわけです。さいせん申しましたように、福祉事務所もやはり一項の二号を見ますと、精神薄弱者の福祉に関する相談に応じたり、必要な調査や指導を行なうことが出来ることになっている。このように、何か仕事という面がダブっておるように見えるのです。しかし特に相談所があって、その機能を發揮せしめようとし、あるいはこの十三条には福祉事務所を置いて、そうして機能を發揮せしめようとする、しかも仕事の表面的な外見のことは同じであるという点の違ひ、関連、その点について説明をお願いしたい。

○高田(正)政府委員 ごもつとも御質問だと私も拝承いたします。この相談所と福祉事務所との関係は、他の福祉立法におきまして、たとえば児童福祉法におきまして児童相談所というものがございます。それと別に行政の第一線機関としては福祉事務所がこれに当たっておるわけでありまして、それから身体障害者の福祉法の関係におきまして同じような関係がとられております。ところがこの条文を読んでみると、今仰せのように相談に應ずるとか指導するとかいうようなことで、同じようなことじゃないかというように御指摘でございます。確かに条文の上ではそういうことでございます。

が、この二つは非常に役割が違つておりまして、更生相談所の方は、精神科の医師とか心理判定員あるいは職能の判定員、それからいわゆるケース・ワーカー、いろいろ環境を調整したり何かするようないわゆる社会事業家といひますか、そういうようなもの、それから看護婦、事務員というようなものが中心になって組織する機関でございます。それでやりますことは、精神薄弱者に関する問題について特にどういふ方法にこれを援護したらよいかという方法を決定いたしますためには、そういう専門家の総合的な判断によりまして、すなわち医師の診断とか、心理学的の専攻職員による知能検査とか、その他の心理判定、職業能力適性検査というふうなことをそれぞれの分野の専門家が行ないまして、さらにケース・ワーカーによる家庭の状況調査というふうなことをもとにいたしまして、ごく専門的に判断をする機関でございます。これに對しまして福祉事務所の方は、これは数が多くございまして、第一線の機関といひまして精神薄弱者の発見とか何とかいふふうなことを主たる任務とする。従つて片一方は県に一つしかない非常に専門的な機関であります。片一方はもう少し数の多い、しかもいわゆる第一線機関です。こういう相違があるわけでございます。ところが福祉事務所の方にも一般のケース・ワーカーとは別に福祉司という若干の専門家がおりますので、従つて福祉事務所におきましても、やはり相談に應ずるといふこともいたすわけでございます。むしろ件は相談所の方に送りまして、そうして専門家の判定を求める、こういうふうな段取りに要するわけでございます。条文の表面から見ますと、非常に重複なり不明な点があると思ひますが、他の福祉行政と同じように、いわゆる純粹に専門的に判定を主とする機関、それから第一線で取り次ぎをしたリ、お世話をしたり、家庭を訪問したりというふうな仕事を任務とする福祉事務所、こういうふうな関係になつて参ると思ひます。

○五島委員 次に、この法律では收容施設を国自身が作るのだという条文があるだろうと思つて見ましたけれども一つもない。みんな都道府県とかあるいは任意規定によつて市町村が作る事が出来ることになつて、国はただ費用だけを相当部分負担するのだ、予算の面だけ、財政の面だけをあれして、施設を作るのだしたら、条文を読むと、希望だらけと作れというふうなことで放置している感があるのです。しかし厚生大臣は単に地方、都道府県にこれをまかせ切るといふようなつもりではよやなと思つたのです。さいせんから山下委員その他の委員からも言われた通り、自分の罪で精神者になるわけではないのです。先天的な責任ではないのですから、これらを指導し、あるいは早期発見、治療とかあるいは防止とかいふような機関を設け、施設等々を作つていって更生に導くといふようなことは、国の仕事でなければならぬのじゃないかと思うのです。この法律を作るに当たつて、政府は、国なんか考えなくていいのだ、予算さえつけてやればいいのだ、それで都道府県が作ろうと思えば作らしたらいいいのだ、こういうような態度

でこの法律案を提案してこられたのか、そうじゃなかったのか、あるいはどこかで阻害があったのか、その点について伺ひたい。

○渡邊國務大臣 先ほど私どもの山下さんがいろいろとお話をされました、私も精神薄弱者法というものを、今までちまたを彷徨するところのこれらの人々を救うために、こういう暗い社会の中から明るい一つの法律を作り上げた、こういうことでございまして、できるだけ国の財政の許す算内にございまして、各府県に漸次一つづつこれを作つていききたい、また地方の大家の声も、これはどうしても各府県に一つづつ持たせたいという声は、もはやまたにみなぎっているような状況でございまして、国といひましては、国の予算で足りない面は、先ほど山下さんが申されましたように、いわゆる慈善切手の発行といふようなことも一つの手法といひまして私どもも考へてみた、かように存する次第であります。

○五島委員 やはり問題は予算の問題に阻害があるといふようなことで、私たちは残念に思つたのです。

それから次に第五章、二十二条以下に費用の項目がずっと盛られております。これをずっと一通り読んだのですけれども、非常にわかりかねるわけです。この要綱を読みますと、国は設置費に二分の一をつけるのだ、運営費に十分の八をつけてやるのだからといふようなことで中を見ますと、さいせんのように任意規定になつております。ところがこの費用の条項は、二十二条以下市町村の支弁とか、都道府県の支弁とか、あるいは繰りかえ支弁とか都道府県の負担、国の負担とかずつとあるのですけれども、簡単にいへば国は一体どうする、国が二分の一つけてやった金を県はどうするのだといふようなことを、ここにはっきり私たちにわかるように説明してほしいと思つたのです。

それからもう一つ、できるだけ端折りたいと思ひますから一緒に質問しますが、費用の問題で、民間施設に精神薄弱者の援護を知らんかが必要とあれば委託することができるといふ条文になつております。その委託費の支弁はどこからどのくらいあるのかといふことを第二点に伺ひたいと思つたのです。

それから第三点は児童福祉法の問題で、今日まで十八才未満は精神児の收容その他の世話をやってきましたが、いろいろ世間で問題があつて、十八才以後になりますと、児童福祉法では收容することができないからほみ出してしまふ。こういうふうなことになるうと思つたのですが、行政措置で大体二年間ばかりこれを延期しているやに聞いているわけです。しかし国立の收容施設に入つた人でも、やはり二十才になればどうしても出ていかなければならぬ。そこで今回の新法が救うところがあるのではないか、こういうふうなことがなるうと思つたわけです。ところがさいせんのように、国立の福祉の方では国立施設に收容されておきながら、ほっぽらかされたら、今度は民間にあるいは公立かといふようなところに收容されていかざるを得ない。従つてだれかさいせん理事会で言われている一貫性がないのだ、こういうふうな指摘もあらうと思ひ、私もそ

うな段取りに要するわけでございます。条文の表面から見ますと、非常に重複なり不明な点があると思ひますが、他の福祉行政と同じように、いわゆる純粹に専門的に判定を主とする機関、それから第一線で取り次ぎをしたリ、お世話をしたり、家庭を訪問したりというふうな仕事を任務とする福祉事務所、こういうふうな関係になつて参ると思ひます。

○五島委員 次に、この法律では收容施設を国自身が作るのだという条文があるだろうと思つて見ましたけれども一つもない。みんな都道府県とかあるいは任意規定によつて市町村が作る事が出来ることになつて、国はただ費用だけを相当部分負担するのだ、予算の面だけ、財政の面だけをあれして、施設を作るのだしたら、条文を読むと、希望だらけと作れというふうなことで放置している感があるのです。しかし厚生大臣は単に地方、都道府県にこれをまかせ切るといふようなつもりではよやなと思つたのです。さいせんから山下委員その他の委員からも言われた通り、自分の罪で精神者になるわけではないのです。先天的な責任ではないのですから、これらを指導し、あるいは早期発見、治療とかあるいは防止とかいふような機関を設け、施設等々を作つていって更生に導くといふようなことは、国の仕事でなければならぬのじゃないかと思うのです。この法律を作るに当たつて、政府は、国なんか考えなくていいのだ、予算さえつけてやればいいのだ、それで都道府県が作ろうと思えば作らしたらいいいのだ、こういうような態度

のように思うのです。従って児童福祉法と新法の関係、それからもう一つは、さいぜん中山委員が言われていたように、気遣い、すなわち精神異常者の問題ですから、精神衛生法の問題がここに出てくるのではないかと。従って精神衛生法の方と新法との関係を、一体どのように関連してわれわれは考えていったらいいのかという疑問が出てくるわけですが、この三点について御説明が願いたいと思います。

○高田(正)政府委員 第一点の費用の負担の関係でございますが、確かに御指摘のように条文を読んでいただきますと、なかなかややこしくよくわかりにくいのでございます。従ってわかりよく事柄として申し上げてみますと、まず第一には、新しく収容施設なり通院施設なり、いわゆる施設を設置する場合のことでございますが、施設を設置いたしました場合には、都道府県がその設置主体でございます。都道府県は、都道府県が二分の一持ちまして、国が二分の一援助をいたします。半分か々でございます。それから市町村が設置主体でございます場合には、市町村自体が四分の一、都道府県が四分の一、それから国が四分の一というふうな金を出し合ひまして施設を作るわけでございます。それから、運営をしていく費用がござります。そこにおきまして、職員の人件費でございますとか、入りました人たちの食費でございますとか、そういうふうな運営費がござります。この運営費につきましては、設置主体であります都道府県または市町村が十分の二を持ちます。二割でございます。それから国が十分の八を援助

いたします。施設に關連する費用の關係はそうでございますが、その他今度新たに設置されます更生相談所、それから精神薄弱者福祉司、こういうふうなものに關連をいたしまする費用といひまして、その人件費は、これは地方の職員でございますので、地方費負担でございます。これに対しては交付税の方で財源の手当をいたすわけでござります。それから更生相談所等いろいろあります事務費、判定に要するいろいろな事務費、それから福祉司が活動にいたします事務費、そういうふうな経費につきましては、更生相談所におきましては都道府県が二割、国が八割、それから福祉司の活動費につきましては半分か々、こういう負担区分でございます。

それから第二点の御質問の民間の施設に委託をいたした場合には、その委託をいたしました都道府県なりあるいは市なりが一律に一人につきまして百二十三元出すことになりまして、従いまして月にいたしますと三千七百円くらいになるわけでございます。そうしてそれをまず委託をいたしました都道府県なり市なりが負担をいたしまして、それに対して国が十分の八補助をいたします。こういうふうな關係になります。それから第三点の御質問でございますが、児童福祉法並びに精神衛生法と本法との關係でございますが、精神衛生法は精神障害者といひまして精神病患者、精神病質者、それから精神薄弱者を全部一緒にいたしまして精神衛生法で規定をいたしております。従って午前中問題になりましたような、人を傷つけたり、自分を傷つけたような、人を危険な精神者を精神病院等に強制入

院させるといふふうなことにつきましては、精神衛生法が働きます。それで精神衛生法で規定されております精神薄弱者のうちで、福祉の面に關することを本法が扱う。従ってその關係におきましては、精神衛生法が一般法で本法が特別法である、こういう關係になります。それから児童福祉法との關係におきましては、本法が福祉面における一般法でございます。それで十八才未満の児童につきましては児童福祉法が特別法になる、こういう關係になるわけでございます。従って本法に十八才未満云々と書いてございせんところは、全部十八才未満の児童につきても適用がある、こういう法律構成になっておるわけでございます。

○五島委員 それではもうちょっと聞きます。この法律は金持ちも貧乏人も一律に取り扱う法律だと思ふのです。一律に取り扱う法律であれば、施設に入る場合の費用はどういうことになるのか、たとえば資産のあるうちの十八才の青年ですか、そういう人たちは施設に入れなければならないと指導された場合、入れるということになるのと、それから貧乏人という生活の困窮した人たちの子弟が入るといふような場合の費用とか、あるいは市町村の費用はどういう關係になるのかというようなことがちょっと法文上わかりかねますから、質問しておきます。

○高田(正)政府委員 それに關する規定は二十七条にござりますが、今御指摘のように本法は金持ち、貧乏人ということを區別いたしませんで、精神の方であれば本法を適用するわけでござります。それで施設に収容いたしました場合には、その一切の費用をその施設を設置いたしております公共団体が一応払います。そうしてその払ったものに対して、先ほど御説明をいたしましたように、国が援助をいたすことになるわけでござりますが、その御本人なり親なりで豊かな方があるといひますれば、二十七条の規定で、その費用を一応支弁をいたしました公共団体が徴収をいたします。まずお宅におられましたも食事はされるわけでござりますので、食費の実費程度は徴収をいたすということになるわけでござります。

○五島委員 もう一つ、二十一條に運営の基準があります。厚生大臣は何々必要な基準を定めなければならぬとあるのですが、この基準はできていゝるんですか。

○高田(正)政府委員 これは法律が成立いたしましたならば審議会がござりますので、審議会にかけまして、専門家の御意見等も拝聴いたしまして、取り扱ひの具体的なことを相当詳細に定めて参りたい、かように考えております。

○五島委員 あと一点です。福祉司の仕事は直接精神者に接觸しながら指導をしていく、これが福祉司の最も効果を上げるゆゑんじゃないかと思ふわけですが、ところがさいぜんからたびたび言っておりますように、市町村の方では、置いてもいいが、置かなくともいいことになっておる。そこで家庭と密接に關係し、實際の指導ができるというところは市町村の福祉司で、日常生活で、どうだというように肩をたたく、大都市にあってはそうでもないでしようが、そういうふうなことが最も好ましいのじゃないかと思ふ。と

ところが県には必置であつて、その他市町村では任意の条項になっておる。この点についてはちょっと矛盾があるような気がするのですけれども、この点について説明をしてもらつて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○高田(正)政府委員 福祉行政の第一線機關は、市町村と申すよりは福祉事務所が第一線機關になっております。それで福祉事務所は市には全部設置することになっております。それから町村では特別に設置したいところはしてもよろしいということになっております。これはほとんどございせん。

従つて大体各市それから郡部におきましては県が、県内を数ブロックに分けて置いておるわけでござります。これが第一線機關でございまして、そこに社会福祉主事と稱します一般的なケース・ワーカーがおるわけでござります。これが直接家庭を担当いたしまして、家庭との接觸を保つてござります。ところが精神とか身体障害とかというふうな特殊なむずかしいケースになると、そういう一般的なケース・ワーカーでは不十分でございますので、そこに精神薄弱者福祉司というや専門的なケース・ワーカーを置くということになるわけであります。それでさらに専門的な判定等を求めたいというときには、県一カ所の相談所までいく、こういうしかけが全体の福祉行政のしかけでございまして、そのしかけをこの精神薄弱者福祉法案でもとつておるわけでござります。従つてただいま申しましたように、社会福祉主事というほんとうの第一線機關は、福祉事務所がござりますところには必ずおるわけでござります。従つてそれはある

わけでございますので、まず見つけた手がけたりする人は必ずおるということになっておるわけでございますが、若干専門的な知識を持ったケース・ワーカーである福祉司が、今御指摘のように県だけに必置になっておられて、市町村には必置になっておらない、こういうことになっておるわけであり、これを必置にいたしますればよりベターでございますが、身体障害者福祉法等におきましても、市の方には必置になっておりません。従って将来この仕事が進むにつれて、そこらにも必置義務を課していくというふうに漸進的に進みたいと思っておるわけでございます。

○永山委員長 本島百合子君。

○本島委員 先ほどの質問を聞いておりましたが、ダブルの点もかなりあると思いますが、できるだけは参りたいと思っております。

今回の精神薄弱者福祉法案というものが出されたということは、従来の福祉三法の一つに加えられた、こういうことになるわけでございます。私、この条文をずっと読んでみましたが、この精神としては、一体福祉を目的とされておるのか、援護を目的とされておるのか、明確でない点が非常に多いように思っております。ただいまの福祉司の問題にいたしまして、こちらに書いてあるのは技術的な援助、助言、こういうことが書かれております。そうすると、どういった技術的な援助、助言があるのか。そのことが、たとえば今回この法案を出されたことによって、何かその諸施設ができる、その施設に入る人についてはある程度いけるでしょうけれども、入れない、残

された人たちに對しては一体どういふことになるのだろうか、こういう不安が非常に大きく出てくると思つて、そこで、すでに身体障害者の福祉法はもう実施されておつて、先例があるのではありませんか、精神薄弱の場合においてもこれに相当近寄つたものが出されてくるならば、先ほどの質問が不明確のままではないで済んだのじゃないか、こういうふうに思つておるわけなんです。従ひまして、そういう点も私一つ御質問したいと思つて、御答弁になる際に、最初に、今回出された目的が福祉にあるのかあるいは援護にあるのかという点を明確にしたいと思つたのであります。午前中も言われておりましたように、判定はしなければならぬ。判定はするけれども登録はしないのだ、そういうことになりまうと、ここで突放された形が出てきてしまふ。身体障害者の場合は、重症者の場合には重い規定もありまして、非常に重く考えられておると思いますが、精神薄弱の場合には等級も設けられていない、登録もされない、こういうことになりまうと、どういう形でこれを把握して、そして收容されない人たちに對してどうしてやろうとしておるのかというところが不明確だと思つて、その点はどうかと思つてしまふ。

○高田(正)政府委員 ごもつともな質問だと存じます。第一点の、援護なのか福祉なのかという御質問でございますが、これは第一条にこの法律の目的として書いておりますように、その更生を援助するとかあるいは必要な保護を行なう、こういうことが今先生の御指摘の援護だと思つて、そういう援

護をすることによってその人の福祉をはかる、援護というのは手段でございます。福祉をはかるというのがその目的でございます。その辺の言葉の使い分けをちゃんとやらないう御説明をしておりましたので、今のような御疑問を起したのもと思つて、これは私どもの方の説明が不十分でございました。それから施設に入つた者はいいけれども、入れなかつた者を一体どうしてやるのだ、これは確かにそういう御質問が出ることは当然であると思つて、施設に收容する場合は別といたしまして、施設に收容しない場合にはどういふふうな措置をやるかということになりまうと、まず職親に委託するといふようなことが一つございまして、それから福祉司なりあるいは先ほど申しました社会福祉主事の指導に付するといふことが一つの福祉の措置になるわけでございます。それで問題は、職親に委託する場合は別といたしまして、それから社会福祉主事なり福祉司の指導に付するといふことはどういふことだといふ中身になってくると思つて、これはケース・バイ・ケースによりまして、一がいに申せないでござい

ますが、「お金がない」と呼ぶ者あり、金がないといふことよりは、いろいろな事情の方がございまして、精神薄弱者の程度にも関係いたしますし、その家庭環境等もいろいろ影響があります。従つてそういうふうなケースによりまして、たとえば家庭環境の調整を援助いたしますとか、あるいは職業紹介所と連絡をいたしましていろいろ就職のあつせんをいたしますと

か、あるいはまたその人が非常にあぶない、たとえば先ほど午前中にも例が出ましたように、ほつておくと自分を傷つけたらあるいはつけ火でもしそうだといふようなことがありますが、精神衛生法との関連におきまして、そこで連絡をして家族の承認があれば病院に入れるとか、そういうふうなケース・バイ・ケースで、一がいに申せないでございまして、その人に適合したようなできるだけのお世話を申し上げるということが具体的な内容になってくるわけでございます。これは条文に書きますとただ指導するといふだけでございまして、具体的にさうなことが一々書けないわけでございますが、これは生活保護法におきましてもあるいは身体障害者福祉法におきましても、児童福祉法におきましても、そういう指導といふようなことで一応条文としては片づいておるわけでございます。その内容は実に複雑多岐で、ここにケース・ワーカーの働く分野といふものがあるわけでございます。決してはつぽつておくといふことではないのでございまして、そこにケース・ワーカーが働く余地があり、従つてまたケース・ワーカーとしては相当な経験なり素養なりを持った人でないとなかなかその仕事が進まない、こういうふうなことに相なつてくるわけでございます。御満足が参りませんかもし

ませんが、一応お答えいたします。○本島委員 現行法の中でも、今言われたようなケースについてはすでに児童福祉主事なりがやっておるし、また十八才以上の方々に對しましても措置はとつてきたはずなんです。そこで、これが精神異常者だということになれば

ばこれは問題ないのです。しかし、今回出されたもので施設ができて、そこへ入れられる方を除いて考えて私質問するので、そういう場合に、精神異常者だと判定されれば精神衛生法でいい、それからまたさうでなくて、今度は施設に入れない、先ほど五島先生からも聞かれておつたやうですが、施設が少ないうえに入れないで残された人たちが、施設に入れない、家族はそれをかかえて困つておるというやうな場合、これは従前でもある程度福祉事務所では指導されてきたわけなんです。ところがここに「特に」と書いてあるのですが、そういう場合に、これでは従来とちつとも変わらぬものじゃないか、こういう不安が出てくるわけなんです。どこか前進した姿が出てくるかしらというところで受け取つておつたのですが、全然出てこないという形がここにあるわけなんです。この点は施行に当たられたときには十二分に考へていただきたいと思つておる。

それからもう一つ、中学までは大体特殊教育でなされておる。ところが中学を出てそして十八才になるまでの区間、先ほど聞かれておつたのですが、明確を欠いておつたやうですから、もう一度お尋ねいたしますが、この区間の子供たちで、家庭ではどうにもその子供がおるために精神的に苦痛だ。一々それについて歩かなければならぬ。いろいろ先ほどから言われるやうに種類がたぐさあるやうですが、現在非行少年と言われる、あるいは犯罪少年と言われる者は、この年令の者がちやうど野放しになつておるのです。

福祉司の多少のお世話をやくだいというところが加わってくるから、こう言われますが、現実には、そういうことよりはむしろこの子供たちを——高等学校まであるところもありますが、全国的にいつてみたら僅少なわけですが、現実にはこの子供をどうすることもできないというわけなんです。ですから今言ったように父兄の方々が努力をされておる、それでそれを社会福祉法人にしたらいじやないかと言われますが、それはだれでも考えるけれども、簡単にそれができるものでないことはあなたの方で御存じなわけなんです。従いましてこの法案が実施される時には、そういう面の何か政令なり施行規則なりにおきましてめんどうを見る必要があるかどうかということなんです。これが一点。

それから一つは、そういう子供さんを、十八才以上とこうなっておるんですが、十八才以上と限定しないで、その区間中において最もお気の毒なものもあるわけなんですから、そういうものをも含めて考えられることができるかどうか、こういうことなんです。

○高田(正)政府委員 第一点の方の、現実にはそういう精薄者を入れておられまして社会福祉法人になっていない団体、施設等について、社会福祉法人にするということは非常にめんどろだから、社会福祉法人にしないままでは何か政令等の便宜の措置で援助をするようにしたかどうか、そういう意思があるかどうかという御質問に對しましては、これはどうも法律で社会福祉法人としばってありますので、下級の政令、省令等でさような便宜な措置を講じるわけには参らぬと思います。しか

し社会福祉法人になつていただきますことは、決してそうむずかしいことではございません。しかも、いやくも人間を預かつてそのめんどうを見ていくということでございますので、できればそういうような施設は社会福祉法人として組織変更をいたしまして、しっかりと態勢でやっていただくというところがむしろ私の希望でございます。社会福祉法人に組織変更されるような場合には、私どもとしては十分に御協力をいたしまして、やばいたい、むずかしいことを申すつもりはないわけでございます。

それから第二点の、今回この法律によるそういう施設ができた場合に、十八才未満の者も児童福祉の中へ入れない人は入れるかどうかという御質問でございますが、これは児童の精養と児童福祉施設の収容力との比率と、おとなの精養とおとなを収容する施設の収容力との比率は、たくさん施設がございます。児童の方がずっとまざっておるわけなんです。従つて児童の方であつた者をこちらに入れるということ、は、平たく申せば金持ちの援助を貧乏人がするというような格好に実なるわけでございます。実際問題として非常にむずかしいことになると思ひます。従ひまして建前としてそこまで広げるといふことは非常に骨が折れると思ひます。しかし現実具休の問題としてましても、これはこういう福祉の行政でございますので、何もそうやかましうくじめをつけないかなければならぬという問題でもございませぬので、情勢に應じたような措置をとつて参りたいと思ひます。しかしそれをやれとおっしゃることは、ちようどお金持ち

の援助を貧乏人にしろというようなことになるわけでございます。これはちよつと建前としてはむずかしからうと思ひます。

○本島委員 次に十二条のこの問題でございますが、医学的、心理学的、職能的に判定を行なう、こうなっているのですが、判定を行なうという、この判定だけで、あと何も援護措置はない。必要な保護をはかると最初に申されたのですが、それが全然ない。そこで私は身体障害者の面で引用してみますが、身体障害者の場合は、重症者に対しては無拠出の傷害年金が月に千五百円与えられる、あるいはまた税金の面では家族控除が五千円ある、こういうような特典があるわけなんです。生活控除については不具者、高年者となつて未亡人、勤労学徒、こういうものが入つておるわけですが、ういふものが入つておるわけですが、精養の人々もこういう点で考えられなかつたかどうか。私どもにすれば、やはりこれらの人々についてはこういう点も考へてよかつたのではないだろうか、すでに身体障害者福祉法があるのですから、それに見習つてこういう点も考へていただければ、この十二条のいわゆる判定をする——この判定をするといふことは人権にも相当関係があるといふことで、なかなかむずかしいことではあるが、判定に対する基準もどうこうするといふふうにはしてございませぬし、ですから先ほどから登録をなせしないのか、手帳を下付しないのかという質問が出てくるわけですが、手帳を下付する、登録をするといふことは、一面そういう援護政策というものの、経済保障というものが裏づけられる、また裏つけてほしい、こ

う希望が私どもにあるから、特にこういう点が質問されたのだと思うのですが、そういう点はこの身体障害者福祉法を関連いたしまして、どういふふうにお考えになつたか、また今後これをどういふふうにお考えにいかれるのかというところを承りたい。

○高田(正)政府委員 この十二条の更生相談所という機関の条文につきましては、今判定だけといふふうな仰せでございまして、この機関はいわゆる判定を主としたしまして、この判定に基づいて他の都道府県知事なり市長なりが福祉の措置を行なうということ、これは顧問的な専門機関でございまして、この機関にさういふ経済保護といふような仕事を課することは若干無理があるかと思ひますが、しかしそれは別といたしまして、今回の福祉法には経済保護の面が全然抜けておるじやないか、たとえば税金の問題であるとかあるいはその他いろいろ経済保護の点が抜けておるじやないかという御指摘でございます。この点は先ほど山下委員の御質問にも、そういうことに関連をして御発言がございました。確かにその通りでございます。この法律といたしましては、経済保護は一応生活保護法といふふうなものにまかせまして、精神薄弱といふ一つのハンディキャップを組んで立てておるわけでございます。しかしこの精神薄弱者の福祉を総合的に考えます場合には、今御指摘の経済保護といふものについて、身体障害者福祉法等と均衡をとつてもう少し考へていく必要があるじやないかということにつきましては、私どもも同じように考へております。従つてただいま

御指摘の税金の問題にいたしましたも、あるいはその他の問題にいたしましたも、こういう福祉法がございまして、これを糸口に、身体障害者等と均衡をとつて、その経済保護の分野につきましても今後その増進をいたしますことに一つ努力をいたしてみたい、かように考へておるわけでございます。

○本島委員 その点は、やはり福祉法と云つてあるからには、その制定の際に等級をつけて、これこれのものにたいしては特に生活能力がない、稼働力がない、こういうような場合にはやはり考へてやるべきであらうと私も思つておるわけなんです。ですから、芽を出したのだから、そこまでいかなかつたといふことを、予算がとれなかつたといふようなことでこういうことが抜かつたのだらうと思ひますが、これは当然見直されるべきであらうと思ひます。

それから、その措置費の問題でございますが、児童福祉によります措置費は大体月額六、七千円くらいになると、こちらで先ほど言われたのは三千七百円くらいだ。そうすると、十八才以上のおとなになつておる人々が子供の面から見て半分くらいにしかならない、こういうことになる、実際委託をされる場合に、委託を受ける方が受けるだらうか、こういう疑問が生まれてくるわけなんです。それからまた実際に人のめんどうを見ている場合に、子供の場合は倍で、十八才以上の食べる率、いろいろな率を考へていけば、これは施設に入つても十二分なめんどろは見えてもらえないのじやない

か、こういう不安を感じるのでございしますが、この点はどうでございませうか。

○高田(正)政府委員 児童福祉法によりまして委託をいたしました場合の委託費の金額が幾らになるかというこの金額につきましては、私たまたま記憶をいたしておりますので、正確にお答えをすることはできませんが、今御指摘のような不均衡はないはずでございます。というところは、所要カロリーなんか、国民栄養所要量のあれによりまして、年令によつて差別がございまして、それから児童は児童として特別の、たとえば間食費とか何とかいうものが入つておるといふふうな、子供とおとなとの相違はございすけれども、思想としては同じような思想で、この経費は積み上げをして計算をしてあるはずでございます。従つてただいま御指摘のように、片方を預ければいろいろ得になるのだが、片方を預ければいろいろ損になるのだという不均衡はないはずでございます。児童の方の点を金額的に私たまたま承知をいたしておりますので、金額的に御説明することはできませんけれども、考へ方といたしましては、今のようにならうと、児童の所要量等が違ひますので、食費についてそれだけの差があるとか何とかいふことはございすけれども、別に考へ方の上での不均衡はないようにこれは計算してあると私は承知いたしております。

○本島委員 六千円で厚生省は要求されたといひましたが、それがけられて三千七百円になつた、こういうことを聞いておりますが……。

○高田(正)政府委員 六千円で要求し

たという事実はございません。やはり私が今お答えをいたしましたように、これは生活保護法の保護基準でございますとか、児童福祉施設の収容費でございますとか、私の方にもほかに身体障害者の施設とか養老施設とか、たくさん施設がございます。それらの施設の収容委託費というものは、先ほど私が申し上げましたように、その収容される対象の区別によりまして、当然差がでてくる部分は差がでておりますけれども、いずれも一貫した考え方によりまして計算をいたしておりますので、御指摘のようにこの分を六千円を要求してこれが三千七百円に削られたというふうなことはなっておりません。

○本島委員 精神を収容する施設、そういうところですから、児童保護と比べてまして費用がかかるのじゃないか。たとえばその治療の面についてもある程度見なければならぬ、それから職業補導的なものも見なければならぬ、そういうことを含めて入るわけじゃないのでしょうか。そうしていきまると、こういう低きで一体やれるだろうか。養護施設その他を考えていきたいと思います。そういう点の予算が非常に少ないために、中に入られてもうまくいかない、そういう批判が出てくるわけなんです。そういう点を考えていけば、非常に低過ぎるように思うのですけれども、それをあなたの方では、これはほかのものと比較してとおっしゃったのですが、この特殊な精神というものをあずかるものとしてお考えになったときに、これでいいのでしょうか。

○高田(正)政府委員 確かに御指摘のように、精神の場合には普通人を収容

します施設等とは違っていて、そこに職業訓練とかなんとかいうものも入って参りますし、ただ中にいて食わしておけばいいのだというふうなことではございませんで、費用がかかることは事実でございます。御承知の通り今回一律一人当り百二十三円というので、これはもうこれで十分で御の字なんだという考え方は私どもは決していたしておりませんけれども、しかし先ほど申し上げましたように、精神児を収容いたします施設の費用と、この精神を収容いたします施設の費用とは、子供とおとなというこの特殊性に基づいて違うところはございますけれども、決して御指摘のような不均衡な予算にはなっておりません。精神児を収容委託いたしました場合の経費というふうなものも十分にらみ合わせまして、この経費の計算をいたしておりますわけでございます。

○本島委員 質問者が非常に多いものですから、私は要点だけで、あとやめますけれども、この福祉法が出来ることは万人が希望し、望んでおったところなんです。ところが現実に出て、朝から御説明をずっと聞いて参りますと、まず第一番に十八才以下の人たちにとても施設が足りないというところなんです。だから先ほど基準を下げられないかというのを聞いたわけです。それから今度十八才以上にいたしましても、当初だからやむを得ないのだという考え方で、大蔵省に強硬に出られなかった。大厚生省は予算をとるのがへただと世間でいっておるようですが、今度は多少ふえたとしても、いつでもいわれるのはこなんです。そうしますと、こういう福祉法案が出ると

いうことは、憲法によつて福祉国家を作るという線に沿いながらやっている仕事なんです。そうしますと、今申したようなところどこも漏れていく人たちが出てくる。それから予算が少ないために施設が非常に少ない。精神の学校で調べにあればわかりますが、いい学校だといわれるところでは入学難で困るといわれる。それからそれを緩和するために父兄の方々が十何年間運動されて、そして東京の場合ですと各区に何校か特殊学校を設けて入れていく、こういうふうな形をとったわけなんです。こういうふうなやりながら、なおかつそこから漏れていくお子さんもあるし、また出ていく場合は十八才からの監護の問題が出てくるのか、こういうことから漏れてくるわけです。そうしますと、やはり午前中山下さんが言われたように、こうした特殊なケース、こういうものについては捕鯊から墓場まで一貫したものでなされるのが至当じゃないかという考え方、これは当然生まれてくると思うのです。将来そういう考え方に立たれるかどうか、大臣の御答弁を願いたいと思います。

それと同時に、もう一つ大臣に承りたいことは、民間施設の場合に、こういう法案が出ただけに、何とかして今まで作っていたものを、小さいままではいけないから、まあ何とか法人にでもしようという考え方もあるわけなんです。政府で考えられているものはごく僅少しかないのです。ですから福祉法人の方に切りかえていかれることを望むといわれたことから、望んでその手続をされた場合には、大幅にそれを認可し、しかも援助金を出しても

らえるかどうか、この二点を伺い、そしてこういう人たちに万全を期してもらいたい、こう思うわけです。

○渡邊国務大臣 ただいま申しました点につきましては、いずれもごもつとも私は肯定いたす次第でございます。しかしそれが今直ちに国の財政とにもならみ合わせまして、全面的にこれを実行に移すというわけにもいきませんので、段階的にこれをそのような方向に持っていくべきだと思います。かように存じておる次第でございます。大いに努力いたしたいと思ひます。

○本島委員 大臣は、たとえば民間施設にもつと援助して下さるのかどうか、こういうことなんです。そうしなければ、今考えられている線では、収容する場合に、もう東大や早稲田の試験を受けるよりもつとむずかしい基準になつてくるのじゃないかと思ひます。ところがそういう人々たちを持つておる家庭ではどこでもいから入れてもらいたい、そのことによって自分の生計も成り立つが、その子供がいるために、また十八才以上の者をかかえておるために、一家じゅうの者が重い十字架を背負つて暮しが成り立たない、こういうことが多いいわけです。ですからこういう点からしまして、この機会にもつと大幅にやる意思があるかどうか。

○渡邊国務大臣 もちろん民間団体にも私どもは大幅に公費負担を考へております。

○本島委員 もう一つ、先ほどの質問に関連しますけれども、国立でこういう発生予防に対する研究機関というものが将来考えられるかどうか、また考へなければならぬことだと思うので

す。精神に対する発生予防、そういう点の研究機関を国の権威ある施設で作れるかどうか。

○渡邊国務大臣 これは三十五年度からこの精神衛生研究所におきまして、精神薄弱部という専門の部を設けまして、そしてこの面につきまして専門的に検討したい、かように計画を立てております。

○堤(ツ)委員 大臣がお見えになつておりますので、ちょっと一言だけ本島さんの質問に関連してお尋ねいたします。これは先ほどから聞いていらつしやいますように、せっかくではできましていただけれども、なかなか精神薄弱者に対する保護といひますか、援助といひますか、それから完全な福祉施設といひますか、そういうものはちよつぱり芽を出したけれども、実際はなかなか行き渡らないわけで、何百万人かのうち、その何百分の一か何千分の一の二百人くらいがモデル・ケースのモルモットのようにその中にやつと入れて試験してもらへるといううな感じのものではないかこれはあり得ないわけですか。これはないよりはむしろすけれども、野放しの精神薄弱者でなしに、福祉国家としては捨てておけない問題だ。私は厳密に言ひますと、身体障害者の一角に入れて、国民年金の対象として生活能力のない人々を保障しなければならぬ建前のものじゃないか、こう考へておりますが、政府はそういう面について単に生活能力のないこの人々を、二十才になつても一人前にならない所得のない人々に対しまして、——これをかかえておる家族も大へんです。扶養者も大へんです。国家の政治でこの人々に対して年金の対

象として生活保障をしていくという建前に立つて考えなければならぬのじゃないかと思ひますが、将来年金制度の中にそういうものを政府は考えることを、今までこの準備をなされた過程において、将来の青写真としてお考えになったことがあるかどうか、それを一度承つておきたい。

○渡邊国務大臣 現在支給されております障害福祉年金の対象者はいわゆる外部障害者でありまして、内臓機能障害者並びに精神機能障害者は含まれていないのでありますが、その理由は、障害の程度及びその永続性の判定が困難なこと、従ひましてそれら内部障害者の福祉はむしろ医療保障の面ではかるべきではないかということでございます。従ひまして本来治療してなおる可能性のない精神薄弱者につきましては、その判定方法、判定基準の画一化を研究した上で、将来これを十分検討いたしてみたい、かように思ひます。

○永山委員長 小林進君。

○小林(進)委員 私はなるべく重複しないようにちよつとお尋ねして、御迷惑にならないようにしたいと思ひます。ただこの法律を見せたいだきますとこれは精神薄弱者福祉法案なんです、精神衛生法、それから優生保護法、もつと広く言えば刑法の第三十九条、それから刑法の第四十条、こういう関連が一体どうなっているのかというのを私はお尋ねしたいと思ひます。というのは、精神薄弱者福祉法には精神薄弱者という言葉があるのです。ところが、精神衛生法の中にも精神障害者という言葉が、その第三条には一体精神障害者というのは何か

といへば、精神病患者それから精神薄弱者という言葉がある、それから精神病患者、こゝういふわけで、今度は優生保護法に参りますと、この第三条の第一項の第一号には、これは「配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの」、精神薄弱者とは言わないで、精神薄弱を有しているもの、こゝういふような言葉が出てくるわけでございます。

この三つの法律の中にみな含まれてくる精神薄弱者というものは一体これは同じなのか、同じでないのか。扱いがみな変わってくるわけですから、この精神薄弱者の内容を一つお聞かせ願ひたい。それから、それにあわせて刑法の第三十九条という心神耗弱者との區別を明確にお聞きかせを願ひたいと思ひます。

○高田(正)政府委員 大へん法律的な御質問で、まず精神衛生法でございしますが、精神衛生法は、精神障害者といひまして、今御指摘のように、精神病患者と精神病質者と精神薄弱者とを一本に規定をいたしております。しかも、精神衛生法の二条に、これらの者についての福祉の面についての努力をしなければならぬというふうな規定がございします。従ひまして、その限りにおいては精神衛生法は精神薄弱者の問題をも扱つておるわけでございします。

ところが、扱つてはおりますけれども、その福祉の面におきましては、特に精神障害者の一部であるところの精神薄弱者の福祉の面におきましては、あの規定を全部お読みいただきますとわかりますけれども、大した規定はないわけでございします。先ほど申し上げましたように、ただ精神薄弱者であつて、自己を傷つたり、他人を傷

つけたたりするおそれのある者があつた場合は、これは本人の福祉をはかるといふ意味よりは、むしろ本人を守る、他に迷惑を及ぼすことを避けるという意味におきまして、精神病院に強制入院をさせるという規定が一つあるだけでございします。従つて、精神衛生法は一応精神薄弱者のことを規定しておりますけれども、その福祉の面につきましては非常に不十分である。従つて、今回本法を設けてその福祉の面だけをより丁寧に立法してこゝう、こゝういふのがこの関係でございします。従つて、これを一口に申し上げれば、精神衛生法は精神薄弱者について一般法である、本法がその精神薄弱者の福祉面についての特別法である、こゝういふふうに理解できると思ひます。

それから優生保護法でございします。そこにはやはり精神薄弱という言葉が出て参ります。これは御承知のように、優生保護法はいわゆる種の劣悪化を排除していくという立場から、断種のできるのこゝういうことである、断種をするための手術を行ない得るのはこゝういふ場合であるという建前で規定をいたしておるわけであります。従つて、その中の一つに精神薄弱であつて、遺伝性ということがはつきりわかつておる精神薄弱は優生手術ができるといふことが規定してあるわけでありします。しかし、これは今のうちにその人自身の福祉をはかうという意味ではございしませんで、むしろ観点は別で、子孫にさような者が出てこないやうにして、種の劣悪化を排除していくと申しますか、こゝういふ趣旨の法律でございします。で、精神薄弱ということとは同じでございしますけれども、別の観

点の法律でございします。本法は、先ほども精神衛生法との関係で申しましたように、精神衛生法で一応一般的に精神薄弱までも含めて対象にはしておりますけれども、その福祉面については何ら見るべき規定もなし、行なつてゐることも大したことやつておりませんので、従つて、その福祉面だけを取り扱う特別法といひましてこゝういふ法律を御制定願ひたい、こゝういふ趣旨で実は立案をして参つておるわけでございします。

それから刑法の三十九条との関係でございします。これは私不用意なことを申し上げまして間違つておるといけませんので、その点は、私が今これを讀んでの一応の答弁としてお聞きを願ひたいのでございします。ここの心神喪失というのは、あえて精神薄弱のため心神を喪失しておるといふだけなく、精神病のために心神喪失の場合もございします。あるいは非常に泥酔をして心神喪失になった場合もございします。もう少し広い意味のいふゆる心神を喪失しておるといふ一つの状態をさした規定である、かように私は理解をいたすわけであります。ただ、この点は私専門でございしませんので、一応の答弁としてお聞き流しをいたしたい、かように考えるわけでありします。

○小林(進)委員 大臣もおそばでお聞き願ひましたように、これは私に例をれば一番いいのですが、小林進といふ私が精神薄弱者だと想定いたしました。そうすると、この私を優生保護法に基づいて隔離する、反社会性といひますか、精神衛生法なら衛生法に基づいて精神病院へ入れるか、あるいは保

護拘束するか、あるいは優生保護法に基づいて、あいつは遺伝性があるからといって断種をやられるか、あるいはあなたが今提出をせられました精神薄弱者福祉法に基づいて、これは今のところ法律による強制力はありませんが、私がどこか任意の都道府県か市町村の設備に収容される、こゝういふ場合が想定せられるわけですから、それからいふ一つの場合は、刑法三十九条の心神喪失、心神耗弱者の場合は、泥酔の場合もあるでしょうし、精神病の場合もあるでしょうが、私はやはり精神薄弱の場合もこの中に含まれる、多くのケースの中に含まれると思ひ、そうすると、精神薄弱者としてあるいは予防拘禁あるいは保護観察か何か、一応刑法ではないけれども、別個の法律の対象として予防拘禁か何かの拘禁をせられるという場合も想定せられるわけですから、そうすると少なくとも、こゝに一人の精神薄弱者がいる場合に、適用される法律が幾つもあられるわけです。収容せられるとか措置せられるとか、四つも五つもケースが出てくるわけですから、そのケースを一体どう判断をするかというところなんです。精神薄弱者だから精神薄弱者福祉法に基づいて単なる市町村の設備に入れておけばいいのか、精神病院にまで持つていけばいいのか、あるいは断種法なら断種を行なつてからどこかに持つていけるかわかりませんが、これはケースは違つてきますけれども、あるいは予防拘禁か何か、いふゆる法務省かどこかの管轄へ持つていけるかというところで、こゝういふ形が出てくるのを一体どう具體的に場合に処置をされるかということなんです。私はそれをお聞きしたいのです。

○高田(正)政府委員 まず刑法の場合、あるAという精神薄弱の方が何か罪を犯さなければ刑法の問題は起こりません。人を殺したとか放火をしたという場合にしか起こってこないわけですね。たしかに刑法の系統では、今日は予防拘束というものは刑法の系統のものではないか。従ってそのAという人が何か人を傷つけた、殺人でもしそうだとか、あるいは自分でも傷つきそうだとかいうふうな場合には、これは精神衛生法の規定で精神病院に入れるということが起こってくるわけですね。それから断種の問題は、これはちょっと別にして、本法の方はそういう方ではなくして、施設に預かりましてごめんどろを見まして、人を傷つけた、自分を傷つけたりするふうなおそれのある人だと、これは非常に困るわけでありまして、施設へも入れられませんが、従ってこれは精神病院に行つてもらつて、そうしてそうでない方で、ほうっておいてはいろいろ家庭の負担になりあるいは御本人もふしあわせになるというふうな方を本法の対象として、その人の福祉をはかつていく、その人を援助いたしまして福祉をはかつていく、こういうふうな関係になるかと思つてございます。

○小林(進)委員 それはなるほど私も御説明はわかるような気がするのですが、同じ精神薄弱の中でおつしやるように危険性があつたり、他人にも危害を加え、みずからの身体も傷害する危険性がある者は精神病院だ。けれどもそこに至らざる者はやはり保護あるいは更生のために、教育を主として今ここで新しい法律で扱うというのです

が、その判別を明確にするものはないでしょう。だれが一体それを判別するのですか。私は、そこでやはり法律的な何か一つの基準を示さなくてはならないかどうかというのを聞いてみたいわけですね。優生保護法では別表に書いてあります。遺伝性精神病、精神分裂病、そううつ病、てんかん、それから遺伝性精神薄弱というのが書いてあつて、それから顕著な遺伝性精神病質の中に顕著な性欲異常というやつがある。こゝろ辺になりますと、顕著な性欲異常、顕著な犯罪傾向なんというのになりますと、同じ精神薄弱者の中でも、これは一体精神病院に入れるかどうか、あるいはこの法律に基づいて、病院まで行かぬが、精神薄弱者福祉法に基づいて、いわゆる都道府県立あるいは市町村立、あるいは特殊法人のそういう施設の中に入れる程度に人だめておくのかどうかということになつてくるのであつて、具体的にいつた私は非常に判別に困つてくると思つたのです。こういうところを一つも明確に示してない。しかし幸いにその法律はどの法律も厚生省でおやりになつておる。おやりには厚生省公衆衛生局の何課かでおやりになつておるかと思つて、ちよつとお伺いしますが、この法律ができたところで扱うのですか。厚生省の何課でお扱いになるのですか。

○高田(正)政府委員 この法律ができました際にございましては、社会局の更生課で主管いたします。

○小林(進)委員 社会局の更生課……、そういたしますと、これは同じ厚生省

関係だからいいけれども、精神薄弱者が出た場合は、今おつしやつたように、社会局の更生課で、これはおれの方の役割だから私の方でお預りしようというので一つの施設へ案内される。そうすると公衆衛生局の方でも、これはどうも狂暴性がある、反社会性が強い、どうも社会局なんかにはおまかせできない。これは私の方の公衆衛生局の方にまかせて、こつちでやらしめてくれ、こういう問題が出てくると思うのです。法律の適用の問題です。これら……、一体この区別をどこでやられますか。法律の上では明確でないのです。これを一つお示し願ひたいと思つています。

○高田(正)政府委員 これはどこでやるかというのを判定する統一の機械があるわけではございません。たとえば刑法でいへば、心神喪失の状態にあればどうかということ、これは最終的には裁判所が判定するわけでございます。それから精神衛生法で強制入院をさせるかどうかということ、これは、精神衛生法による鑑定医、医師でございまして、それが判定するわけでございます。それが判定するわけでは、どういふ名前でございますか、やはり医師がやります。これらの法律はいずれも人の自由を束縛したりなんかするわけではございまして、これはもうそれこそはつきりとして、これはたしか裁判所とか専門的な医師とかいう人々がやらないうまいかぬというので、それぞれそういうものがございましておるわけでございます。ただ私どもの方は、その人のしあわせをはかつて、少しでも助けていこうというわけではございまして、別にその人の自由を拘束したりと

いうようなことは一切ないわけではございます。従つてそちらの方でめんどろを見ていただけない者で、しかもその人が自分よりも少しよくなりたいた、福祉をはかつてもらいたいたという、本人なり親御さんなりの希望があれば、みな私どもの方の対象になり得るわけではございまして、特に私どもの方として、そう厳格には、これは向こうの領分だというふうにはねつるつもりもございまして、またさうな必要もない法律の性格でございまして、従つて私どもの方では、特別にこれをどういふふうに出遇したらいいかということについては、判定をする機関として相談所を設けております。しかし本法の対象になるかならぬかということについて一々やかましく、裁判所が認定をいたしましたらあるいは強制入院をいたします場合に必要とされるような手続等は要求をいたしてございせん。それは今の法律の受け持つ分野が違つて、事柄の性格からさうになるわけではございまして、小林先生の御質問、ほんとうにございましてと思つて、さういふむずかしいことをやります場合には、その判定機関がそれぞれはつきりとしておるわけではございまして、それ以外のものにつきましましては、とにかくその福祉をはかるという目的でありますれば本法の対象になる、こういうふうな関係になるかと思つています。

○小林(進)委員 私もお話のわかるような気がするのですが、気がするのですけれども、決して私は意地悪い質問をしてはいたわけではないのですけれども、結局あなたの話を直接的に言へば、同じく精神薄弱という言葉を使つておるけれども、その精神薄弱者の中

にも差があつて、重い、軽いがある。重い、軽いという言葉は悪いかもしれないけれども、反社会性が強いものと、ないものがある。危険性があるのは精神病院へやるけれども、そこまで至らざる軽いやつというか、危険性のないやつをこつちの方は扱うのであつて、世の中へほうりっぱなしにしていても、自己または他人を傷つけるような危険性はないが、社会人としての完全な責任ある行動を信頼してまかしておけるわけにいかない、こういうお話と解釈してよろしうございませうか。私はそこが非常に了解できないのです。精神薄弱者というものが危険性がある、ないというふうなことは、これは科学というものが進歩してくれば明確な区別ができるかもしれないけれども、今は私は区別ができないと思つたのです。間違ひでも、十年目か二十年目に一回発生してくるのですから、しかしわれわれは、その人に危険性がなくても、十五年目に一回でも、どうも危険性なり、あるいは異常性欲の発作が出てきたら、十年の平穏などというものは、直ちにそれで吹っ飛んでしまふのですから、その意味においては、危険性は別として、反社会性という点においては、精神病院へ行くも、いわゆるこの福祉法に基づく施設へ入るのも、本質的に私は同じじやないかと思つた。だから、単にあなたのおつしやるように、この法律で個々の人の福祉とか、あるいは更生を援助することかということになしに、やはり私は反社会性という点に重点を置いて、ある程度世の中から隔離する。正常な人々の社会秩序と平穩を守る意味におい

て、そういう人々を社会から隔離をするというのが、私はこの法律の第一の目的でなければならぬのじゃないかと思う。その意味において、その費用というものは、十分の八とか二分の一とかいわないで、全額国家が負担をして、少なくともこの世の中にお互いに肩を合せて歩いている者や交際している者は、みんな正常な人間であって、危険性があろうとなかろうと、今言ったような者は全部社会から隔離しなければならぬ。その隔離の方法に、施設へ行つて更生や福祉を十分にする方法と、精神病院に入れて、金網や鉄棒の中に入れての、予防拘禁所に入れて刑罰的なものを加えておけるのと、区別はあるけれども、反社会性における取り扱いは同じでなくちゃならないと私は解釈するのですが、どうでしょうか。この法律の立法論をあなたにお聞きしているのですよ。

○高田(正)政府委員 小林先生の御意見、ごもっともなところがあるように思います。ただ反社会性があるから隔離をするという、そういうことを目的とした法律ということになりますと、これは全然性格が別になつてくるわけです。実は私がかつて他の局の仕事をしてたしておりますときに、麻薬中毒者あるいは覚醒剤の常用者、こういうふうな者について、これは精神の場合より以上に、常用者についてはさうなことを要望する声が強いのではありません。何かさういふ観点から、いわゆる社会から隔離をするというふうな目的を達成するよう立法はできないものかというわけで、いろいろ法務省等にもお願いをいたして研究をしたことがございますが、これは今の憲法の建前から

いいますと、いわゆる予防拘禁といえますか、そういう種類のものになつてくるわけでありますが、非常にむずかしい問題になるやに私も聞いておるわけでありました。ただ精神衛生法に、自傷または他害のおそれのある精神障害者は、精神病院に強制入院せしめ得るという規定は、おそらく現在の法制として、唯一のさうな性格を持った規定であるやに私も承知いたしております。これは、罪を犯した場合に別でございます。それで、そのむずかしさというものは別の問題といたしまして、ともかくさうな目的をこの法律は持っているわけではございません。精神薄弱者の問題としては、さうな問題もあるというところは、これは先生の御指摘の通りでございますが、しかしこの法律のねらつておりますのは、社会から隔離をするというのをねらつておるわけではないので、その人間なりの家庭なりの負担を少しでも軽くしてあげたい、あるいはその人が本来ハンディキャップを持っている、そのハンディキャップを埋めてあげよう、こういう性格の法律でございます。それをねらつた法律でございますので、問題が別であるというふうに私は考えるわけでございます。

○小林(進)委員 私も法律のねらいはわかりましたけれども、ただ精神薄弱者福祉法案と称するものは、今もおっしゃられるような、各個人の負担を一つ軽くしてやろう、ある程度国家が保護しようというねらいだけですが、さういふ考え方は、私は非常になまぬるいと思う。そういうものは反社会性という立場に立つて、やはり国家が全面的に責任を持つべきではないか。そしてそれは犯罪者と同様に隔離——という言葉は少し悪いけれども、国家が全額負担で、国の責任において、その反社会性あるいは異常状態がいつ飛び出してくるかわからない危険性というものと徹底した法律を作るべきじゃないか、私はこういうことを言つておるのですが、これは水かけ論になります。三十分でやめるといふ約束ですが、この点はこの程度にしておきますが、これは私どもが内閣を組織しましたら、こんななまぬるいものでなく、こういう人たちは国家の責任において、国家の経費において全額を負担するという法律を作りますよ。

次に個々の問題に入りますが、精神薄弱者は、この法案の第十二条で、更生相談所というものをおきめになつておられますが、同じく精神衛生法の第七條には、精神衛生相談所というものがあつた。これは規定を見ればそれぞれ違つておるけれども、同じ厚生省の管轄の中に、精神薄弱者更生相談所と、精神衛生相談所という別個のものを特

○高田(正)政府委員 その点は、御指摘のような御質問が出ることを、私も十分期待しております。この法案を作り出す際にも、実はその点、あてもない、こうでもないというので検討した結果、かようなところに落ちついたのでございますが、確かに精神衛生相談所を一本にしたらいじやないかという御意見、ごもっともだと思ひます。ただその実態を見ますと、精神衛生相談所というものは、実は今日法律で必置の機関になっておりませんし、それからやっておりますことも、実は主としてお医者さんの系統だけのお仕事が多いのでございます。それでこれと一緒にしてお茶を濁したのでは、とてもどうにもならぬという気がいたしましたのでございます。むしろそれよりも現実の相談所における仕事の中身といたしましては、身体障害者の更生相談所や、それから子供の精神の関係を扱つております児童福祉の関係の児童相談所というものがござい

いかという御意見、ごもっともだと思ひます。ただその実態を見ますと、精神衛生相談所というものは、実は今日法律で必置の機関になっておりませんし、それからやっておりますことも、実は主としてお医者さんの系統だけのお仕事が多いのでございます。それでこれと一緒にしてお茶を濁したのでは、とてもどうにもならぬという気がいたしましたのでございます。むしろそれよりも現実の相談所における仕事の中身といたしましては、身体障害者の更生相談所や、それから子供の精神の関係を扱つております児童福祉の関係の児童相談所というものがござい

は、やはりお医者さんと、それから心理系統の人、職能判定をやつたりするやうな人、これがおるわけでありまして、むしろ仕事の中身としてはそつちの方に近いわけではございません。そして私どもといたしましては、法律の建前としては、精神薄弱者の更生相談所といふものを一つ立てますけれども、実際の運用といたしましては、身体障害者の更生相談所と同じ建物で、別に新しく相談所の建物を建てるのじゃございせん。その中に職員を増しまして、これと一本に運用をしたい、かように考えておるわけでございます。これらの精神衛生相談所も含めて、これらの相談所全体をどうするかという問題については、一つ将来の問題として検討を加えてみたい、かように考えております。

○小林(進)委員 大臣、今お聞きになりましたように、今は精神衛生法に基づきまして、精神衛生相談所があるのです。今度はこゝでもって精神薄弱者

更生相談所というものができ上がつてくる。そこへ身体障害者相談所が出てきます。こういうふうに出て参りますと、私どもは役所の係を探して歩くだけで、これはもう二日や三日で頭が疲れしまふ。その名前の区別をつけるだけでも迷つてしまふ。精神衛生相談所へ行つたら、いやこじやない。精神薄弱者更生相談所だから、そつちへ行け、そんなことをいわれたら、半日、三日、いわゆる機構の上に踊らされて、役所の窓口を探して疲れてしまふ。ですから、こういうことはわれわれの言う官僚政治の最も弊害の現われである。今局長も言われましたが、こういうのはどうしても窓口を一つにして、人員は何人でもいいのです。係の中に何名いてくれてもいいですけれども、窓口は何々相談所といつたら間に合ふようにやつてもらわなければ大へんです。私は時間がありませんから——

この問題は官僚政治の一番悪いところでございますから、一つ十分御考慮を賜りたい。法律に基づいて人がふえることはいけません。大いにふやして、みんなの福祉、しあわせのためにやつてもらわなければなりません。同じような名前のものを——それはそうですよ。おそらく厚生省へ行つたつて、関係の係官がわからぬと思ふのです。だれもがわからぬというふうな、こういう複雑な組織はやめてもらいたい。これは将来のために注意を喚起しなければならぬ。

次に予算の面でもちやと私はお尋ねするのですが、この法律が通ることを予定されまして三十五年度で厚生省が組まれた予算が一億四千八百七万円

す。(「まだ少ない」と呼ぶ者あり) いや、少ない、問題にならぬのだけれども、それを大蔵省は三千三百万円に査定された。この予算が四月から出てくるわけだ。これは私の数字が違っているかもしれない。違っているならば数字を御訂正願えばいいのだが、問題にならないくらいのもので大蔵省からもらっている。それに対して三十四年度は精神薄弱者援護に関する費用として二千五百七十万円ですか、そうすると今年度は三千三百万円、わずかに八百万円ばかりしかふえていない。これは私どもの調査なんだが、一体最初の一億四千万円はこの法律が通過することを予定されてこの予算を組まれたと私は思うのだけれども、一体この一億四千万円を何をおやりになるおつもりだったのですか、それを私は参考までにお聞かせを願いたいと思うのです。

○高田(正)政府委員 一億四千万円とおっしゃいますのは、私どもの要求額であらうと思います。それで今御審議を願いました予算は三千幾らと仰せでございましたが、たしか五千万円弱であつたと思います。四千九百幾らであつたかと私は記憶いたしております。それで相違は一体どうだ、こういうことでございますが、その中で一番大きいのは、私どもは都道府県立の施設を三十五年度にもう少したくさん作りたい、この委員会でも先ほど来いろいろおしかりを受けておりますように、施設が非常に不十分でございますので、もう少し作りたい、こういうつもりで要求をいたしましたのでございますが、その辺が削られたというところが一番大きな相違であります。その他いろいろ

ろなことも考えておりますが、その他のやり方、この法律の裏づけになります、たとえば相談所でございまして、あるいは福祉司の経費でございまして、か、運営費の補助でございまして、いろいろな経費がかかりますが、そういうふうなもの、金額の少なくなつたものもございまして、大體認められております。大體そういうわけでございまして。

○小林(進)委員 こういう法律は私も賛成なんです、大臣。私どもは非常に賛成なんです。こういう法律はより完全なものにして、これは厚生省と方向は同じです。私どもも賛成しておるのです。ただこれは不完全ですから、もっと完全なものにして、こういう施設こそ国の誇りですから、全額国費でまかなつてりつぱなものを作つてやつていただければいいのです。だから施設は都道府県が設置することができるといふ、これは任意規定ですね。やはりやらなくともいいのです。これはどうしてもやらなければならぬといふようにできないものですか。さつきも出ましたから、この点はあまり強く言いませんけれども、こういう予算はあまりつけられないことですよ。こういうことこそ、大いに予算獲得に狂奔してもらわなくちゃいけません。わずかに一億四千万円とて各都道府県に作らせて、やはり設備費に二分の一くられるとか、運営費に十分の八補助してやるとか、総額の元締の要求が一億四千万円で、何でもか、こんなもの、私どもはまるで俗言でいへば小ばかにした法律を審議をやらなくちゃならぬ。これでも百億ぐらい大蔵省に予算要求をしておきながら、設備費の二分の一

一、運営費の十分の八出すつもりだといふならいいのですけれども、一兆五千億の予算を組まれた中にたった一億四千万円、それも全額もらつたといふならよろしい、それも削られて何か五千万くらいしかもらわない。そうして三百万人ですか四百万人ですか、実にこれは冗談じゃないのです。こういうことを厚生省が真剣に予算を組んで、真剣にこういう法律を完全なものを作るように企てていただくことが、おいおいに再軍備費が減つてきたり、ロッキードの費用が削減されてきたりして、日本の政治がいい方向に向かつてくるのでありますから、その意味において、大臣一つ大いに腹をきめて、予算の獲得のために御努力をお願いしたい。その意味におきまして、私どもはこの法律には基本的な考え方には賛成ですけれども、内容に至つては非常に不備な点が多いと思う。そういうわけでございまして、いずれ完全なものに御修正願うということにいたしました、私の質問を終わりたいと思います。

○大原委員 ちょっと関連いたしましたして、大臣に一つだけ御質問いたしました。それは本島委員が御発言になりましたことの中からののですが、この精神薄弱者の十八才以上のおとなの福祉法なんですけれども、その一つといたしまして、税金上の問題を本島委員が質問いたしました。つまり身体障害者、不具者に対しては、家族や勤労控除についてやはりちゃんと項目を設けて、特別の措置がしてあるわけですが、つまり成人の十八才以上の精神薄弱者、白痴とかあるいは痴愚とか、そういう

ような知能指数五〇以下の者をおかえたら一生生涯大へんだ。そういう人々に対しては税法上の措置をとる。これは実態を把握して手帳を交付したり、いろいろなことをして健康管理するといふことと一緒なんですけれども、そういう措置をとることは当然だと思ふのです。身体障害者に対しても手帳を交付いたしました、それから税法上の控除措置をしてあるのです。そういう措置を将来とってもらいたい。こういうことについて大蔵大臣とも話をしたいので、まじめに誠実にこれを実行してもらいたい。こういうことを、お願いをかねて御質問をいたしまして、最後に一言だけ所見を聞いておきます。

○渡邊國務大臣 税法上の問題でありますので、大蔵さんが申されたように、関係当局ともいろいろ協議をした上、善処いたします。

○永山委員 これにて質疑は終局いたしました。

引き続き討論に付するのであります。申し出がありませんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

○永山委員 御異議なしと認め、そのように決しました。

○永山委員 御異議なしと認め、そのように決しました。

○永山委員 御異議なしと認め、そのように決しました。

○永山委員 御異議なしと認め、そのように決しました。

○永山委員 御異議なしと認め、そのように決しました。

○永山委員 御異議なしと認め、そのように決しました。

○永山委員 御異議なしと認め、そのように決しました。

本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。大原亭君。

○大原委員 私は、自由民主党、民主社会党及び社会党の共同提案にかかる精神薄弱者福祉法案に対して附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。案文を朗読いたします。

精神薄弱者福祉法案(内閣提出)に対する附帯決議

一、精神薄弱者の実体を明らかにするため積極的に調査を進め、その発生予防、援護、更生のための総合的援護措置をすみやかに確立すること。

二、精神薄弱者の援護施設の収容力が入所必要者の数に比し著しく不足な現情にかんがみ、国は思い切つた予算措置をとり、国立の施設の増設、公私立の施設に対する国庫負担の増額をはかること。

三、児童福祉法と成人を対象とする本法の施設との関連を明らかにし、経費の負担、責任の分野など移行措置に遺憾なきを期すること。

以上でございます。

皆さん方全員の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○永山委員 本動議について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○永山委員 起立総員。よって本案には大原委員の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。渡邊厚生大臣。精神薄弱者福祉法案

○永山委員 起立総員。よって本案には大原委員の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。渡邊厚生大臣。精神薄弱者福祉法案

○永山委員 起立総員。よって本案には大原委員の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。渡邊厚生大臣。精神薄弱者福祉法案

○永山委員 起立総員。よって本案には大原委員の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。渡邊厚生大臣。精神薄弱者福祉法案

○永山委員 起立総員。よって本案には大原委員の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。渡邊厚生大臣。精神薄弱者福祉法案

○永山委員 起立総員。よって本案には大原委員の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。渡邊厚生大臣。精神薄弱者福祉法案

○永山委員 起立総員。よって本案には大原委員の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

に対しまする本委員会の附帯決議に對しまして、政府はその趣旨を十分に尊重いたします。

○永山委員長 お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○永山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○永山委員長 厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。発言を許します。西村委員。

○西村(力)委員 時間がだいぶたちましたので、簡単に要点だけをお尋ねして今後の善処方をお願いしたい、こう思うわけでございます。

朝日新聞に数日前出まして全国的な関心を集めておる山形県鶴岡保健所の検便の問題であります。高松宮がスキーにおいでになった。それをお泊めする宿屋、それに食品を納入する業者、そういう関係者全員に直接検便をやった、こういう事件であります。この件については山形県から厚生省にも報告がきておると思うのですが、どういふ報告が参っておりますか、お尋ねしたい。

○渡邊国務大臣 概略の経緯につきまして申し上げまして、あとは政府委員から説明させます。

三月二十五日より高松宮が山形県に來県をされ、湯野温泉、肘折温泉、酒田市菊水旅館等の旅館に参られた際に起こりました事件であります。この

事件の発生は、そのときに山形県の鶴岡市の湯野浜のかめやホテルに起こった問題でございます。検便実施の方法が人権にやうりんである、行き過ぎであるというように現在法務委員会でも問題になっております。それで私も緊急にこの調査をいたしまして、その結果の報告をいたしまして、検便実施の日はちょうど三月十六日、十九日、二十日の三回にわたりました。

かめやホテルの主人及びその家族六名、従業員三十名、計三十六名に對し、それぞれ二回ずつの検便を行なつておる。その理由といたしまして、赤痢予防策を徹底するため、保菌者発見の方法として、食品取り扱い者、給食従事者等に対して少なくとも毎月一回健康診断が行なわれるよう指導しているが、特に次の事情にもかんがみまして、指導の徹底を期するためにこれの実施を行なったということを言つております。その理由といたしまして、本旅館では一昨年赤痢患者が一名、保菌者が五名出たおること、これが一つ。それから昨年高松宮が山形県に來県の際、高松宮初め五十名ぐらゐの者が下痢様の疾患にかかった。第三とい

つぎまして、観光シーズンを迎えるにつぎまして、赤痢対策の推進が非常に要請されておることでございます。私も私どもといたしましては、保健所が厚生省の所管になっておりますから、これが行き過ぎになっておつたというところであればまことに遺憾な点でありまして、これにつきましては、十分調査の上処理いたしたい、かように考えておりますが、ただその検便実施に当たりまして、いわゆる科学上の取り扱いというものをどういふようにな

とでやったのかにつきまして、政府委員から答弁させます。

○高部説明員 ただいま公衆衛生局長が法務委員会での御説明申し上げておりますので、私がかわりまして説明させていただきます。

検便実施の方法につきまして、県からの報告によりまして、次のようなことになっております。ただいま大臣が御説明申し上げました三十六名の者に對する検便の内容は、客室を検便室に充てた。それに従事した人員は、採便棒を用いた者が保健婦である。もう一人細菌検査の技術員が――これは男性でございますが、これは一つ問題点であらうと思ひますが、男性が壁に向かつて培地に検査材料を塗つておつた。被検者には毛布をもつておおい、第一回の三月十六日の検便でございますが、この際は前かがみの姿勢で実施した。しかしそのとき従業員等からのいろいろの要望もございまして、十九日並びに二十二日は横臥して採便を実施したというふうな報告が来ております。従いまして四つんばい検便というふうな事実はないというふうな報告を受けております。

○西村(力)委員 直接検便の方法をもつて防疫の万全を期しようとした根拠は、一体どこに求めておられると思われませんか。

○高部説明員 伝染病予防法によりまして、都道府県知事は伝染病予防上必要と認める場合は健康診断をすることのできるという規定だけでございまして、健康診断の内容については別に触れてございせん。検便も健康診断の一環として、普通赤痢対策の場合、特に保菌者検査等の際には必要なもので

ございまして、昨年度赤痢対策の推進に関する通牒を出してございまして、その際にやはり健康診断方法は医学技術的な問題として特段の規定をいたしてございせんので、直接採便をするかしないかというところは、一にその各種の状況によつて都道府県知事にきめていただければよろしいという考え方であつたわけでございます。ただ常識的にわれわれ防疫担当者から考へておきますことは、やはり直接採便という方式は特段の場合に限つて実施すべきではなからうかというふうに通例考へておりました。もし採便の目的あるいは検便の目的が達せられるならば、直接採便はなるべく避けた方がよろしかろうというふうにお頭ではいろいろの機会に申し述べておるわけでございまして。ただ問題は、いろいろな間接方式をとりましますと間違ひを起す場合があることとござい

ます。それから間接方式をとつた場合、えとして保菌状態にありそうな者あるいは患者のような方々からの採便がかなりむづかしくなつてくるような技術的な場合もございまして。そういうような場合には、やはりこの場合もそうでございまして、大体集団的にいろいろお話をいたしまして、こういうふうな方法でやるのだから一つ協力してもらえないかという納得の方法を、特に飲食店業者等についてはやりませんと協力を得られませんが、やはりどういふ客観的に見て直接採便を必要とするというところを関係者には十分納得してもらふということが先行するのではなからうかと存じます。そういうことは常識的に私も防疫担当者

としてはやるべきだと思つてゐるわけでございますが、たまたま今回の事件に際しましては、直接に採便をするというところのいわゆる具体的な方法等について、ある意味では関係者の方々が十分納得しなかつたようなことがあつたかも知れませんけれども、県の報告にはその点は触れてございせん。これはいろいろ県当局に對しましては、こまかく報告を求めたいと思つておりますが、まあそういうこともあつたのではなからうか。直接採便しか方法がないのだと御本人が納得すれば、おそらく實際上私もそう考へるのであります。その気分のいいものではございせんので、納得しないでもよいこととはございせんし、できることと

もございせんので、ある程度は納得していただいたように私も推量いたしておるわけであります。直接採便法は、医学的に申しますと、あるいは公衆衛生の技術から見まして、一番検出率が高いといふことはもう御承知の通りでございまして、大部分は検便の目的は間接法で達成せられる場合が多いといふふうに私も考へておるわけでございまして。ただ特段の場合に、先ほども申し上げました通りに、どうしても直接採便をせざるを得ないという場合もあることを、私も私どもはいつも念頭に

おいてゐる次第でございまして。

○西村(力)委員 伝染病予防法第十九条に基づいて、健康診断の一種として検便をやつたということになります。が、それは高松宮様がおいでになつたという事態に、やはりイコールになつて適用になるものかどうか、それはどういふ工合に考へられますか。

○高部説明員 ただいま申し上げまし

た伝染病予防法第十九条に基づいてということは、今度の事件の場合にはございませぬ。これは県が飲食店業者と話をいたしましてやっておるという方向でございませぬ。従いまして、伝染病予防法の第十九条の発動でないというふうには承知しております。

なお、特に防疫問題でございませぬが、十九条の発動の場合は、非常に緊急である、それから患者の発生が非常に予測されるということがある程度客観的に説明される場合に、都道府県が——十九条の規定は、御承知の通り、即時強制の内容を持っておりまゝです、非常に慎重に取り扱わなければならぬというふうな防疫当局者は考えておるわけでございます。

○西村(力)委員 今御答弁でございませぬが、山形の県議会で問題になったときには、県当局はつきり伝染病予防法の第十九条に基づいてこの措置をやったんだ、こう答えておるのですが、今厚生省としてはそれに基づかないで、ただ任意的に保健所と業者が話し合つて、合意の上に行なわれたのだというふうになっておりますが、県当局としては、はつきり十九条を基礎にして答弁しておるのです。であるから私としましては、この十九条の趣旨が、すなわち官様のおいでのあるときまでも含めた範囲を持つと解釈されるものか、適用されるものかということ、今お尋ねしておるわけなんです。その点お答え願ひたい。

○高部説明員 官様だけということではないと私は思つて、県の衛生当局とは連絡をとつております。これは山形県が従来とも他府県に比しまして非常に赤痢の流行地でございます。それ

で、その上に昨年度の赤痢対策推進についての通牒によりまして、観光シーズンに前にいたしまして、遊覧地あるいは旅行者の非常に多いような土地の飲食店業者を中心にして、慣習による検便というのを盛んにやつてもらいたいという指示をいたしております。官様等がお見えになりますと、通例そこに非常に多数集合して飲食する機会が出て参りますので、これは修学旅行なんかでも同じでございませぬが、やはり通例の方式よりは、やや赤痢対策等のいろいろな方式を濃厚にやるようなのが一つの慣例になっております。それに基つて私は山形県当局がやられ、同時に十九条の規定というものを発動するかしらなかと、この

とは、府県知事の一つの考え方でございます。府県知事はその赤痢対策の通牒に基つてやつたものであるというふうに申しておりますが、あるいはそのときに、十九条の発動によつて健康診断を実施したというふうな形式上は考へておるかも知れないと思ひます。この点が実は私も県当局から明瞭にそういうような連絡がございませんでしたので、ただいまお答えいたしましたようなことで、はなはだ申しわけないと思ひます。

○西村(力)委員 重ねて申しますが、県議会で知事の答弁は、伝染病予防法第十九条に基つてやつたんだと、それからこの検便に至るまでの経過といたしましては、県の係員の予防課長でございますが、それが保健所の予防課長を二回にわたつて集めまして、高松官が来県されるそのスケジュールに基つて、どこそこ泊るからこはいつ二回、厳

重に検査をやるように、こういう工合に指示し、文書によつてもその指示を出しておるのです。ですから、これは今厚生省当局がそう仰せられますが、これは明らかに県としては伝染病予防法の第十九条に基つてやつた。こういう工合に実際の運び方から言つても、また議会の答弁から言ひましても、これは間違ひないことだと言わざるを得ないと思ひます。ですから、それをあなたの方では、県がはつきり申しておるのを否定されるのであります。そのところはやはり認めざるを得ないじゃないかと思ひます。

認めた場合に、その十九条の適用というものは、官様がおいでになつたときとやはりその通りに適用されるものか、という工合に考えられるものかどうかというのを答えてもらひたい。私は今そういう質問をしておるわけなんです。

○高部説明員 先ほど申し上げましたように、官様だから特段に十九条一項の一号を発動するというふうなことは現在まで別に私どもとして防疫当局に指示したこともございませぬ。官様等がお見えになりますときには、事実問題としていろいろなそういうふうな事件が従来ともよく起こつておりますので、一般的に予防措置を強化してはしめたいというふうなことは就学旅行等を含めまして昨年度の赤痢対策推進の場合には伝えてございませぬ。

○西村(力)委員 この検便は折折というところの旅館に泊られたときには家族、女中、番頭、料理人、それから旅館外とうふ屋、そば屋を含めまして三十人、それから酒田の菊水ホテルに泊まれたときには十三人、鳥海山の

山小屋では七人、湯沢町というところの食品関係者、これは一般の商店が四十九人、吹浦の郵便局員が二十一人、それから岩手林署の職員が三人、湯沢というところのすし屋が二人、合計七十五人、それから湯野浜では家族、番頭、調理人、そういう者で大体二十人です。か、こういう工合に全部実施しておるのですが、これはさつき申したように、予防課長を二回にわたつて招集して、官様がおいでになつて、こういうスケジュールで鳥海山のスキーを楽しまれる、防疫にあつては前回と違つて、こういうきつち指示を出した。前回と違つたというところはどこかと言つて、前年赤痢というところ泊まれたときに官様とその他の人々が下痢症状になつた、それでおそれ多いことであつた、こういう工合に考えたわけなんです。しかし行政処分にも何にもないで、官様にはおわびを申し上げて済んだ。今回は違つて、こういうふうなことできつち指示を出した、こういう経過でこの事件というものは発生しておるのです。私はこの保健所の職員のやり方が適當でない点もあつたかも知れませぬけれども、それよりも伝染病予防法第十九条というものが、官様がおいでになつたというふうなことで、そのままそこに同じように適用される、そうしてそういう行政系統の命令が強まつて、こういう事態が発生するところ、一番問題があると思ひます。ですからそういう点をお尋ねしておるわけなのでございませぬが、そうしますと、あなたは旅行シーズンになると、一般的に接客業者、食品業者については防疫の措置をとるのだという指示を出しておると言つが、今回は

泊まれる旅館と関係者だけです。それから、それは一般的な方法ではないというところはつきりするわけです。やはり特定の官様がおいでになるその周辺の方に對して防疫措置をとる、こういうことは間違ひないことだと思ひます。であります。結局伝染病予防法の十九条というものが、官様がおいでになつたということによつてそのまゝ発動されるようなものとは違ふのだというところ、緊急性のものだということをおあなたはおっしゃつた、その通りでよろしいだらうと思ひます。そうしてまた官様がおいでになつたから、特段に防疫措置をやるのでなくて、一般旅行者も含めてそういうことをやつてもらひたいということを指示しているのだ、こういう答弁でございませぬか。

○高部説明員 その通りでございませぬ。○西村(力)委員 そうしますと、今回のやり方は、厚生省の指導の方針からいいますと、度を過ぎている、さうして断定せざるを得ないということになつてしまふだらうと思ひます。それでその次に問題になりますのは、間接検便、普通の場合ですと間接検便ですが、直接検便ということもこれは適確性を求めるために必要な場合もあると思ひますが、その場合の方法としましては、どうでしょう、やはり自分で取るというふうな工合にできないものか、直接検便であつても部屋のみあたりにびよぶを置いて、あなたこの棒で取つてこいという工合にできないものか、それからまた新聞なんかによつて、形が四つんばいという表現をされております。ところが今の答弁によりますと、横臥してやつたとい

泊まれる旅館と関係者だけです。それから、それは一般的な方法ではないというところはつきりするわけです。やはり特定の官様がおいでになるその周辺の方に對して防疫措置をとる、こういうことは間違ひないことだと思ひます。であります。結局伝染病予防法の十九条というものが、官様がおいでになつたということによつてそのまゝ発動されるようなものとは違ふのだというところ、緊急性のものだということをおあなたはおっしゃつた、その通りでよろしいだらうと思ひます。そうしてまた官様がおいでになつたから、特段に防疫措置をやるのでなくて、一般旅行者も含めてそういうことをやつてもらひたいということを指示しているのだ、こういう答弁でございませぬか。

○西村(力)委員 その通りでございませぬ。○高部説明員 その通りでございませぬ。○西村(力)委員 そうしますと、今回のやり方は、厚生省の指導の方針からいいますと、度を過ぎている、さうして断定せざるを得ないということになつてしまふだらうと思ひます。それでその次に問題になりますのは、間接検便、普通の場合ですと間接検便ですが、直接検便ということもこれは適確性を求めるために必要な場合もあると思ひますが、その場合の方法としましては、どうでしょう、やはり自分で取るというふうな工合にできないものか、直接検便であつても部屋のみあたりにびよぶを置いて、あなたこの棒で取つてこいという工合にできないものか、それからまた新聞なんかによつて、形が四つんばいという表現をされております。ところが今の答弁によりますと、横臥してやつたとい

泊まれる旅館と関係者だけです。それから、それは一般的な方法ではないというところはつきりするわけです。やはり特定の官様がおいでになるその周辺の方に對して防疫措置をとる、こういうことは間違ひないことだと思ひます。であります。結局伝染病予防法の十九条というものが、官様がおいでになつたということによつてそのまゝ発動されるようなものとは違ふのだというところ、緊急性のものだということをおあなたはおっしゃつた、その通りでよろしいだらうと思ひます。そうしてまた官様がおいでになつたから、特段に防疫措置をやるのでなくて、一般旅行者も含めてそういうことをやつてもらひたいということを指示しているのだ、こういう答弁でございませぬか。

度までまた調査するか、山形県の方の課長の考えにまかせております。報告のいかんによりましては、やはり私の方からこういう点とこういう点と、また指示することもあると思います。

○西村(力)委員 では厚生省にお尋ねしますが、今あいう工合に人権擁護局長から話された。その方法として、ちょっと行き過ぎの点もあると思うのですが、要は、やはり宮様がおいでになるからといって特段にこういうことをやらせる、こういう指示の仕方が一番問題じゃないかと思う。ですから、そういう点については、再度十分に行き過ぎないように指示をし、かつまた、ただいまの防疫課長の話ですと、自分でもとれるということになれば、今後直接採便を必要とする場合においては、全部そういう方法を徹底的にとらせるという指導をしてもらわれないと、やはりこういう問題が発生する危険性というものはいつまでもあるのじゃないか、こう思うのです。ぜひそのように一つお願いしたいと思ひますが、いかがでありますか。

○尾村政府委員 ただいまの御意見の通り、やはり行き過ぎのないよう十分一つ指導したいと思ひます。それから採便の方法につきましては、原則として菌検査の目的を達するならば——常識から見ましても一番協力してもらえぬ形を第一原則にいたしまして、その順序でやる。ただ、直接採便でも本人に渡して措置できますが、子供の場合、小さい子供、幼児とかあるいはごく老人、さらに、従来多数例があるものであります。長い便管を入れている方で、何としても肛門に採便管を入れてもらわないと菌がとれぬという特殊の例の場合には、親ないし本人の納得によりまして、ほかの方法では何としても検査できぬというのをわかつていただいて、それは依頼という形で、ちょうど医師が健康診断をする場合に、これも無理にするのではなくて、患者の信頼感で引き受けて診察するわけで、そういうような形で、これはぜひ良識的にやるように厳重に指導したいと思ひます。なお、昨日から全国の子防課長会議を招集いたしましたので、昨日も、今お説の通り厳重に指導いたしましたので、今後はそういうことのないように努めていく、こう存じております。

○西村(力)委員 それから湯ノ浜の場合は、主人に話をしてその承諾を得たことによつて全部の従業員が包括的に承認した、こういう工合にみなしにやつたということになっている。今人権擁護局の報告によりますと、個々人みな一人々々承認を得たということになっておりませんが、だんなさまがよろしいというからやむを得なかつたというふうな考え方がよくあります。あつたところでは御承知のような古い仕組みになっておりますから、女中さん方は弱い立場におりますから、だんなさまがよろしかろうと言つたらやはりやむを得ないということになり、それが暗黙に承認したという形にとられるかもしれない。こういう包括承認といふことは決して正しいものではない。そういう立場で承認を受けたという主張をされることは間違ひではないか、こう思うのです。この点に対する見解と、それから、それを拒否した場合においてはやることはできない、間接採便の方法をとらざるを得ない。た

だ、その場合に、強制的になし得る場合があるのかどうか、そういう点についての見解をお尋ねいたします。

○尾村政府委員 これはあくまで個々の承諾を得ることが必要でございますし、しかも、先ほど御説明いたしましたように、個人によつて、もっと簡単な方法で十分目的を達する場合もある。子供とかあるいは今のようによつて自己採便が不可能の場合、あるいは間接採便では非常に工合が悪い、自己採便でも非常に工合が悪い、あるいは原則的なやり方から始まりまして、十分に個々の納得と承諾を得る、こういうことではないと、こういうような直接他人がやる、棒を突つ込む採便ということとは、これは包括的には不適当と考えますので、今後はさようなあやまちのないように指導したいと思つております。

それから拒否の場合でございます。これは先ほどお話のございました十九条をたゞし発動いたしましたとしても、これは健康診断——とにかく検便をするということでございます。間接採便でも、これはもう健康診断であり、また培養の目的を達するわけでございますから、ぜひひでもこの方法でなければいけないということ、その方法自身を拒否した場合、法律に基づいてやるのだというようなことは不適当でございますから、あらゆる方法を講じまして、真の検便という目的を達するといふことで協力を求める、こういうことで一向差しつかえなく大休泊と存じております。

○西村(力)委員 ほんとうに伝染病が多発して、自分自身が病氣を持つたかどうかという不安な場合には、これは進んで直接検便をやつてもらうようになるだろう、こう思うのです。ですから、今仰せられたような工合に、伝染病予防法に基づく強制力を発動するなというところは、これは法律からいっても正しくないでしようし、あくまでも、やはり個々人の承認に基づいて、自発的な意思に基づいてやつていく、こういうような方法を指導していただくわけなんです。それにつきまして、厚生省が出しておる行幸啓の防疫要領というのがあります。この行幸、行啓という言葉が今でも存在するかどうか、私自身わかりませんが、この要領の範囲というものは天皇とか皇后様とか、そういう方だけでございませうか。

○尾村政府委員 これは五年前に各府県の防疫担当者が実質的な知識の便宜のために、防疫課におきまして編さんして、民間の出版社から、一般の有償の普通の本として発行いたしました。参考書として出したものであります。その中にあります行幸啓の事項につきまして、当時私おりませんでしたもので、どの程度議論したものかよくわかりませんが、当時関係した者の話を聞きますと、天皇、皇后、皇太子様、この三方を行幸啓の防疫というところで考へて編さんした由でございます。従いまして、ただいまの御質問につきまして、そのお三方のために当時できたものである、こう存じております。これはそれぞれ地方の技術官が参考書として相当利用しております。これは決して行幸啓だけではなくて、数冊に分かれておる大部の技術的な辞書のようなものであります。ただ、今のようないふ形で当時編さんされたものでございまして、地方によりまして、これを広く解釈したりいたしまして、これは通達でも通牒でもなければ何ら規定でもないでございまして、あくまでも参考書なものでございまして、これを適当に活用しておるといふ向きもなきにしもあらずでございますが、やはりこれはいろいろと間違ひのものとなる、またこの内容自身がたといお三方の問題でありましても、最近の伝染病に対する医学の進歩その他の学理のわかつてきた点から見まして、不適当な点が多々ございしますので、今のところでは、もうこの条項は廃棄する、かように存じております。これは決して尊敬し得るものではなくて、あくまでも公衆衛生の立場で学問的にも不適当である、かようなこともございまして、こういうような必要の辞書の中にかような形で入っているのは不適当である、こういうふうに入存しております。で、今後は、むしろこういうような公衆衛生上の問題と国民の尊厳と学理と両方が結び合つたような、ごっちゃなものとなつたようなものが、かえつて混乱のもとでありますので、これは別途に考へ、公衆衛生上は、あくまで合理的に、学問的に、必要なことを網羅して詳書に載せておく、こういうふうに入したいと思ひます。

○西村(力)委員 今お答えのあったような工合に私たちも考へられるのです。が、私たちとしましては、今回の事件について考へましても、ことさらに重大に考へて宮様とか天皇御一家とか、そういう人々を国民から離してしまふ、むしろ逆な結果を生むんじゃない

か。もちろん国民感情の中に、ことに旅館業者なんかは、宮様なんかがお泊まりになったときに、そこに不幸にして赤痢とかその他のものが発生したとなると、これはその店の信用にもかかわりますので、そういう考え方からも、慎重に慎重を期するのでありまして、法律的な強制力をどうこうというような、あまり行き過ぎたことをやるとかえって逆効果が生まれるんじゃないだろうか、こう思うわけなんです。これについて宮内庁の方は、この新聞の談話なんか拝見しますと、宮内庁長官は、「いろいろひどいことがあるので、そのつど指導しているが、なかなかおらない。困ったことだ。厚生省や県当局を追及しても、知らぬ存ぜぬで、結局やむやみになることが多い。迷惑な話だ。」こう言っておる。高松宮自体が言われたことも、そういう趣旨のことが新聞記事に載っておりますが、これがなかなか跡を断たない、これに困った困ったと仰せられるが、強い意思表示を何か具体的になさったことがあるかどうか。今回これだけの問題になりました。鶴岡の保健所には全国から山ほど抗議文が今届いておるのです。鶴岡の保健所はお気の毒なんだ。指示でもって、法規的には少し間違ってたかしらぬけれども、やはりまじめに、科学的に誤りなからうというわけでやっただけで、それが新聞に出たために、全国からすばらしく抗議文を受けて、ちょっとノイローゼぎみになっておるわけなんですけれども、こういうことを機会にして、はつきりこういうばかきい問題を防ぐ、こういう工合に、いかなきゃならぬのじゃないかと思うのです。が、宮内庁の方としては、今まで迷惑

だ迷惑だと、ただ言われておるだけじゃなく、具体的にどうなさったか、今回は契機としてどういう意思表示をされるか、この点について宮内庁の考え方を聞かしてもらいたいと思う。

○橋本説明員 次長が事故のため私かわってお答え申し上げます。

この行幸防疫実施要領が出ましたときに、私まだおりませんでした。前任者の総務課長が厚生省の担当課の方に参りまして、これは相当きついものでありますから何とか緩和できないだろうかというふうな要望をしたところ、なかなか言うことを聞いてもらえなかったというのを聞いております。私の方といたしましては、山形県であつたことがございまして、その結果人権擁護局の方でいろいろと御調査になっておられるようでございしますので、その結果に基づきまして検討したいと考えております。

○西村(力)委員 迷惑だと仰せられるならば、そういうことが完全に払拭されるように積極的な意思表示なり何かこの際なさるべきだと思つていますが、これによりまして、厚生省や県当局は知らぬ存ぜぬと逃げると言つていますが、これは新聞記事でありますから、これをとつて強く責めたりするわけじゃないですけれども、これじゃ、幾らやっても繰り返して繰り返して同じようなことが発生してくるんじゃないかと思つておる。宮内庁としましては、ほんとうに宮家の、何と申しますか、国民の尊敬というものが正しきものである、決して離すのが正しいのではなくて、近づけるのが、親近感を深めるといふのが正しい方法だ、こう考へて措置していくのが正しい、こう思

うのですが、いかがでしょうか。

○橋本説明員 私の方は、行幸啓がりまするたびに、いろいろ県と打ち合

わせたいたしますが、そのときにどういふように、実はこういうことを申し上げております。あまり大げさにならないように、あるいは行き過ぎたことのないように、そういうことのために皇室と国民が離間するといふことがあつてはならないと考へて、いろいろとそういった点を要望しているわけでありまして、そのつど実は要望して参つたわけでありまして。

強い意思表示をするかどうかということでもございしますが、私の方といたしましては、実はその権限も、指揮監督権といったものもございしますので、要望する、お願いをするということにならうと思つておる。その点につきましては、いろいろ目下上司も相談しておられると思つておる。

○西村(力)委員 俗的な言葉で言うところ、ありがた迷惑だということになるわけですが、そういう工合に宮内庁が意思表示しても、そういう工合に、次から次にあまり大事にし過ぎる事件が起きるといふことは、一体どこにあるのか、大臣はどう考へますか。そういう工合に、一方においてはそんなに丁寧にされたんじゃないや、ありがた迷惑だといふことを言うておるのに、現実にはやはり御丁寧過ぎる扱いになってしまつて、事件まで発生した。これが繰り返されていく。その根源は一体どこにあるんですかね。

○渡邊国務大臣 先ほどの公衆衛生局長からも申しましたように、いわゆる実施要領でございまして、命令でも通牒でも何でもない、こう申してお

るわけでございまして。私どもも、戦後のいわゆる日本の風潮からいたしまして、国民と皇室とはますます親近感を

持たなければならぬ、こういう立場におきまして、いろいろと心配をして

いるわけでございまして。特に厚生省は、宮家あるいは宮家に類するところの高官の方々が、いろいろの外郭団体の会長や総裁などをやっております。私どももそれによく随行といひま

すか、命令が——とにかくあります。時おり出かけるのでございまして、宮家におかれましては、できるだけ

申さなければならぬ、大げさなことは避けてもらいたい、私どももそのような気持で指導はしておるつもりでござ

います。

○西村(力)委員 今までも一緒に会食した人は十数人ばかりおりました。それからつづれのまに宮様を含めてマージャンをなさつた。こういう会食している人々、マージャンをしている人々、そういう人々の健康診断は全然なされてないで、旅館従業員の健康診断あるいは手すりの果てまで消毒する。一方は野放しにされている。これはやはりしり抜けじゃないかと思つておる。しかし高松さんのお気持としますと、やはりほんとうに平民的に、マージャンもつき合う、一緒に会食して談笑なさる、今宮内庁が要望せられておるような趣旨にいかなければならぬ。この根本は、やはり私たちとしましては、大臣は否定されるかもしれないけれども、少しこのごろ、憲法改正天皇を元首とするというふうなことを一つ書こうという気持があるわけですね。そういう動きが一番中心に

なつておるんじゃないかということが一つ。

それから第二番目は、保健所の権限という問題について、やはり厚生省としては相当検討を要するんじゃないか、こういうことを私は考へるのです。相当の権限を持つておる。旅館業者あるいは食料品業者、そういうものに対する権限というものは相当強い。

これは環境衛生、食品衛生、そういうものをあやまちならしめるためには、相当の権限を付与し、やつていか

せるということが正しいかもしれませぬが、その権限について、あまり強

まつているのは正なり、あるいは根本的にいうと、権限を持つ者のとかく

陥りやすい官僚主義的な弊というものが、これを矯正するという方向、やは

りこういうふうな方向にいかなければならぬ。私は問題点は、現在の逆行する、憲法を改正して天皇元首をまた取り戻そうとするような一つの動き、そ

れからもう一つは、技術的に保健所の認可の権限、その執行のあり方、こういうところの問題があるのではないか、こう思つておる。まあ先の方はとにかくとしまして、あとの点の保健所の権限に対して検討を加えるという点については、一体どういふ工合にお考へになりますか。部長でもけつこうですが……

○尾村政府委員 ただいまの保健所の権限でございしますが、今回の事件のようないふことが保健所の権限のために、特に直接からだに触れての採便が、保健所の権限に基づいてするようにできているというわけではないと存じております。またさういふには与えてないわけ

でございまして。ただ保健所法に基づき

まして、並びに保健所に知事から委任を受けておる營業の諸法とか、こういうような認可、許可それから監視の権限等は確かにありまして、これによりまして公衆衛生上の必要な監視、許可をしておるわけでありまして、これと、今回のような伝染病予防法の検便、要するに保菌者の発見ということとこれが結びつきまして、決してこの検便は、からだに触れる強制措置を保健所の権限として強制したということではないのでございますが、対象の者がふだん別な意味で許可権等を握られておる人でありまして、どうしても反対の意向あるいは意見を言にくい、そういうことが生じやすいのであります。従いまして、保健所の方で、そういうようなことのために、何でも言うことが一番簡単に、しかも良識的に考えますと、いろいろ人のいやがることでも簡単に、はいはいとのまねやすい、こういうことで、つい必要な納得をしてもらうとか、あるいはいもつと良識から見ても、まずやるべきこと、たとえば間接検便から始めるといふようなことをとくち忘れてしまひまして、どうしても便利な方に走りやすい、こういうことが誤りのもとと思ひますので、その意味でも保健所の権限を、現在でも直接保健所長にあるといふわけではないので、さような点が誤りやすいので、われわれといたしましては、保健所の技術的な、今の必携のような、技術を中心とした指導の要領も必要でございませうけれども、これは新しく改定もし、新しい学理はやはり十分利用しなければいけません、やはり住民に接するわけでございますので、保健所の良識ある判断、これの方の指導

が、実は私どもの方でも府県もどうして忘れがちになりますので、実は今編さんを進めておるのでございますが、病院管理學というものと同じように、保健所運営管理要綱というもので、そういう住民との接面面の指導というものを今編さん中でありまして、かような形で県も指導し、県からも保健所を指導してもらふ、さようなことによつて大体こういうようなあやまちが起ころぬ。別に法律それ自体が起ころしやすいうようにできていると存じません。むしろその運用にあるんじゃないかと存じておりますので、さように改めたいと思ひます。

○西村(力)委員 私もこの厚生関係はよくわかりませんが、保健所の監督下にある業者から見れば活殺の自由を握られておる、こういう工合に受け取つて保健所に対する、こういう工合があるんじゃないか。今お話のような気持で具体的にそういうことが進められるとするならば大へんけつこうなことじゃなかろうか、こう思ひわけなんです。それでかりに今回高松さんがおいでになつて、保健所としても旅館としても細心の注意を払つたが、それでも何か下痢を起こされたとか何とかという場合に、役人としてそのことを考えるとき、一体事故責任がどうくるかということ、その場合には一体どうなりますか。

○尾村政府委員 これは普通の予防措置でやる場合に十分な注意をいたしまして、それでもやはり事故は起こる場合があるわけでありまして、いろいろな手だての中で起こり得るわけでございます。そのために特別に宮様にそういう事故を起こしたからということの特

別の処分とか、さようなことはむろん県も考えておりませんでしようし、私もさような方針は別にとつておりません。

○西村(力)委員 それではこれでやめにしたいと思ひますが、行幸啓の防疫実施要領を廃棄されるというような点、それから伝染病予防法の第十九条というものがあつても、これは普通一般の伝染病蔓延のおそれのある場合で、宮様方がおいでになつたからといって、それが適用されるものではないかということ、それから真接採便をやらざるを得ないような場合においても、方法においては自分で採便する、そういうようなことを勧奨したいというような点、いろいろお話を承りました、宮様方がおいでになつたということとことさらに騒ぎ立てて、そうしてこうした大問題が起きることがないようにやっていたかなければならない。ただこの根源は、山形県の当局が強力に指導したといふところに問題がある。しかしその根源はやはりあなたの方の厚生省にあるのじゃないか。そう山形県だけが指導が悪いのだ、こうのがれないでほしい。そういう基本のあなたの方の指導のあり方がそうせしめたのだといふ、こういう立場を、まあ少し不満でもあるかも知れぬけれども、とつてもらつて、そうして今いろいろお答え願つたような点を早急に実施せられまして、再度こういう問題が起きないやうに一つお願い申し上げたい、こういうことを申し上げまして私終ります。

○永山委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十四分散会

〔参照〕
精神薄弱者福祉法案(内閣提出第五三三号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十五年四月五日印刷

昭和三十五年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局